第２部

我が国におけるこどもをめぐる状況

第1章

こども・若者、子育て当事者の置かれた状況等

■出生

2023 年の出生数は 72 万 7,288 人で、統計を開始した 1899 年以来、最少の数字となった。第 1 次ベビーブーム期（1947 ～ 1949 年）には約 270 万人、第 2 次ベビーブーム期（1971 ～ 1974 年）には約 210 万人の出生数であったが、その後減少傾向となり、出生数は第 1 次ベビーブーム期の 3 分の 1 以下に減少した。

合計特殊出生率は、第 1 次ベビーブーム期には 4.32 となっていたが、第 2 次ベビーブーム期には 2.14 まで低下、2005 年には 1.26 まで落ち込み、その後、2015 年には 1.45 まで緩やかに上昇したものの、2023 年には 1.20 と過去最低となった。

図表 2-1-1 出生数と合計特殊出生率の推移

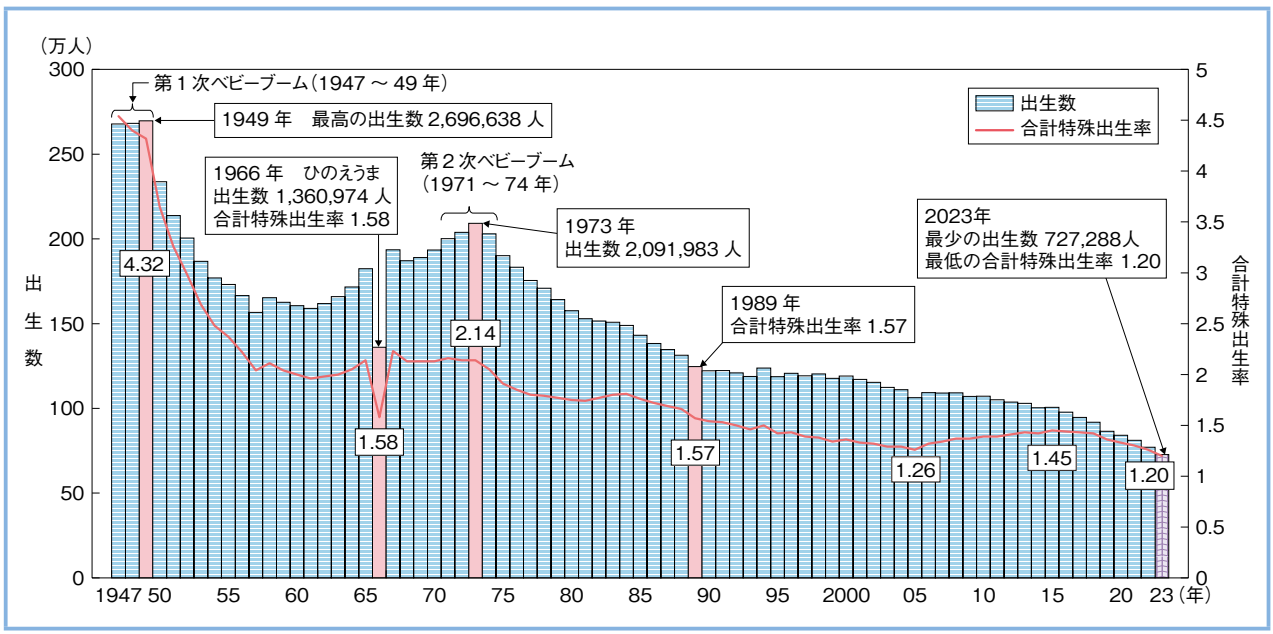

（出典）厚生労働省「人口動態統計」（確定数）

■結婚

我が国の少子化の主な要因は、女性人口の減少、未婚化と晩婚化（若い世代での未婚率の上昇や、初婚年齢の上昇）、有配偶出生率の低下（有配偶女性人口から出生したこども人口の減少）である。

婚姻件数は、第２次ベビーブーム期（1971 ～ 1974 年）では年間 100 万組を超えていたが、その後減少し、2023 年には婚姻件数は 47 万 4,741 組と、第２次ベビーブーム期の婚姻件数の半数程度となった。

また、離婚件数は、2002 年以降減少傾向で推移し、2023 年には 18 万 3,814 組となった。

図表 2-1-2　婚姻件数及び離婚件数の年次推移

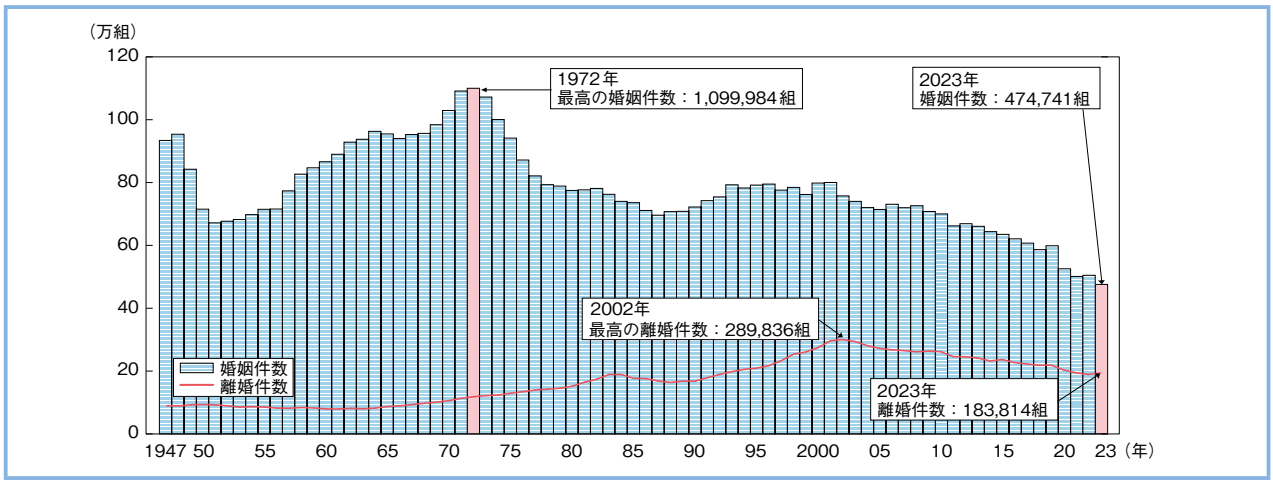

（出典）厚生労働省「人口動態統計」（確定数）

平均初婚年齢は夫と妻ともに上昇しており、2023 年初婚時年齢で、夫は 31.1 歳、妻は 29.7 歳となっている。これは 1990 年と比較して、夫は 2.7 歳、妻は 3.8 歳上昇した値で、晩婚化している。

また、晩婚化によって晩産化も進行している。第１子出生時の母親の平均年齢は、2023 年が 31.0 歳となったが、これは 1990 年と比較して 4.0 歳上昇した値である。

図表 2-1-3　平均初婚年齢と出生順位別出生時の母の平均年齢の推移

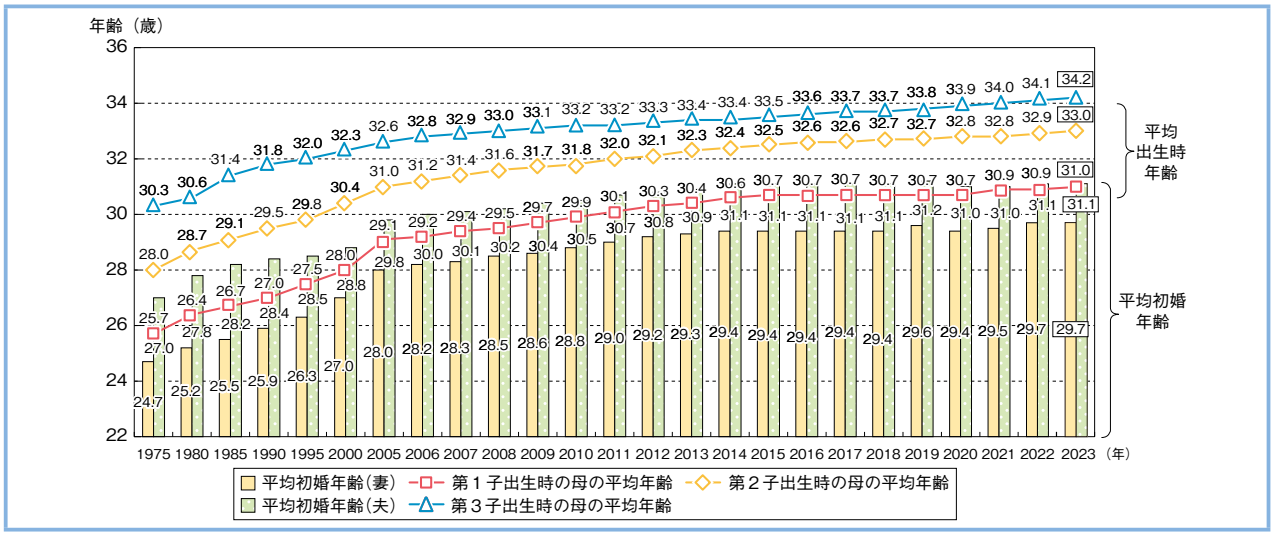

（出典）厚生労働省「人口動態統計」（確定数）
（注）「平均初婚年齢（妻）・（夫）」は、出典統計の「当該年に結婚生活に入り届け出たもの」の値で算出したもの。

未婚割合は、男女ともに年齢階級を問わず長期的に上昇している。年齢別（５歳階級）未婚割合は、2020 年の男性において、30 ～ 34 歳で 47.4%（約２人に１人）、35 ～ 39 歳で 34.5%（約３人に１人）、2020 年の女性において、30 ～ 34 歳で 35.2%（約３人に１人）、35 ～ 39 歳で 23.6%（約４人に１人）となっている。これは 1990 年と比較して、男性では約 1.5 倍、女性では約３倍に上昇した値である。

図表 2-1-4 未婚割合の推移（男女・年齢別）

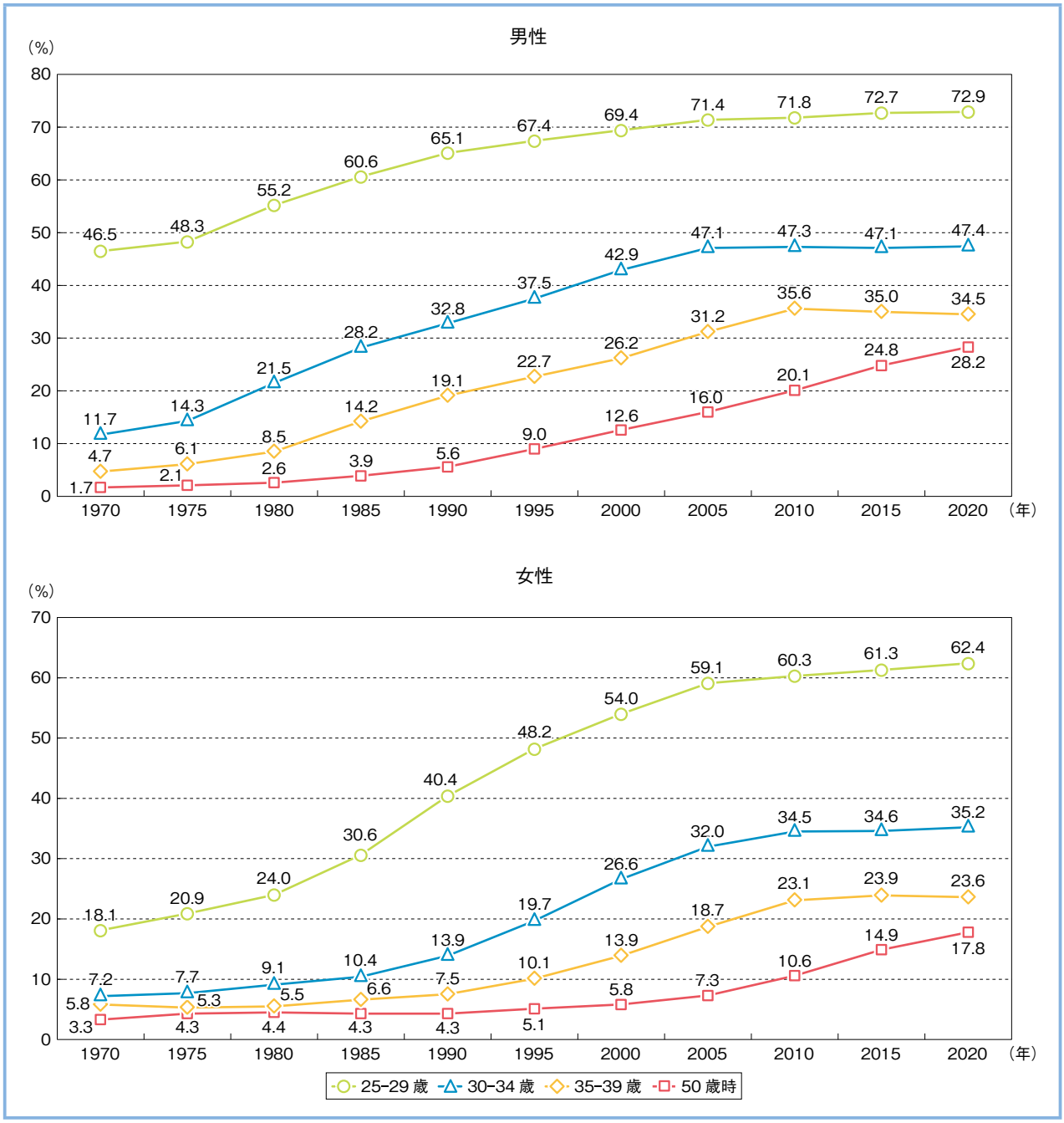

（出典）25-29 歳、30-34 歳、35-39 歳未婚割合：総務省「国勢調査」
50 歳時未婚割合：国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集」
（注）50 歳時未婚割合は、総務省統計局「国勢調査報告」により算出。45 ～ 49 歳と 50 ～ 54 歳未婚率の平均値であり、2015 年及び 2020 年の値は配偶関係不詳補完結果に基づく。

未婚者（18 ～ 34 歳）のうち、「いずれ結婚するつもり」と答えた者の割合の推移は、男女ともにわずかに減少したものの、2021 年において、男性は 81.4%、女性は 84.3%となっており、依然として若い世代の８割以上の未婚の男女が、いずれ結婚することを希望している。

図表 2-1-5　未婚者のうち「いずれ結婚するつもり」と答えた者の割合

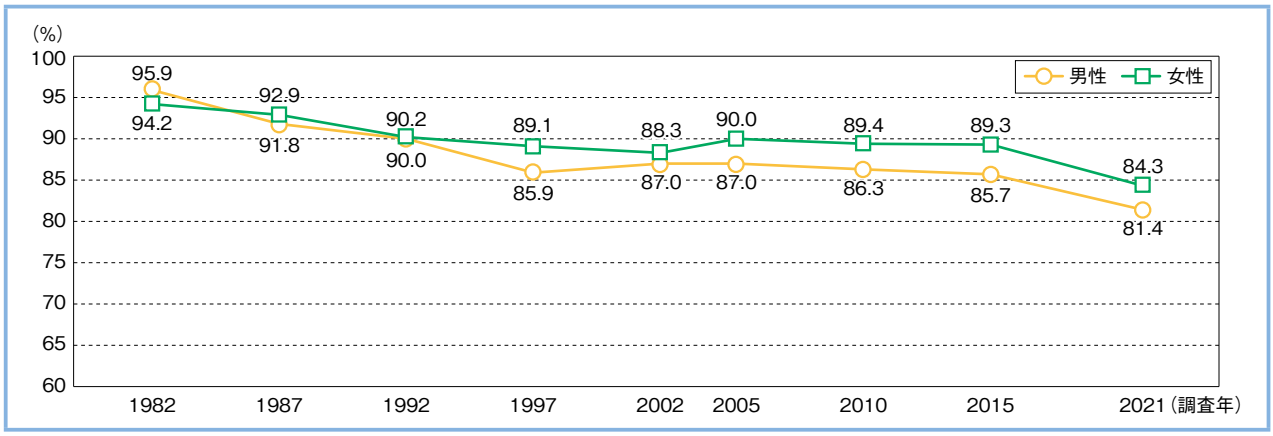

（出典）国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」（独身者調査）
（注）18 歳～ 34 歳対象。設問「自分の一生を通じて考えた場合、あなたの結婚に対するお考えは、次のうちどちらですか」（1．いずれ結婚するつもり、2．一生結婚するつもりはない）について、1 を回答した割合。

未婚者（25 ～ 34 歳）の独身でいる理由は、2021 年において、男女ともに「適当な相手にまだめぐり会わない」（男性 43.3%、女性 48.1%）が最も多く、次いで、男性では「独身の自由さや気楽さを失いたくない」（26.6%）や「結婚する必要性をまだ感じない」（25.8%）、「結婚資金が足りない」（23.1%）、女性では「独身の自由さや気楽さを失いたくない」（31.0%）や「結婚する必要性をまだ感じない」（29.3%）、「今は、趣味や娯楽を楽しみたい」（24.5%）が多くなっている。

図表 2-1-6　若者が独身でいる理由

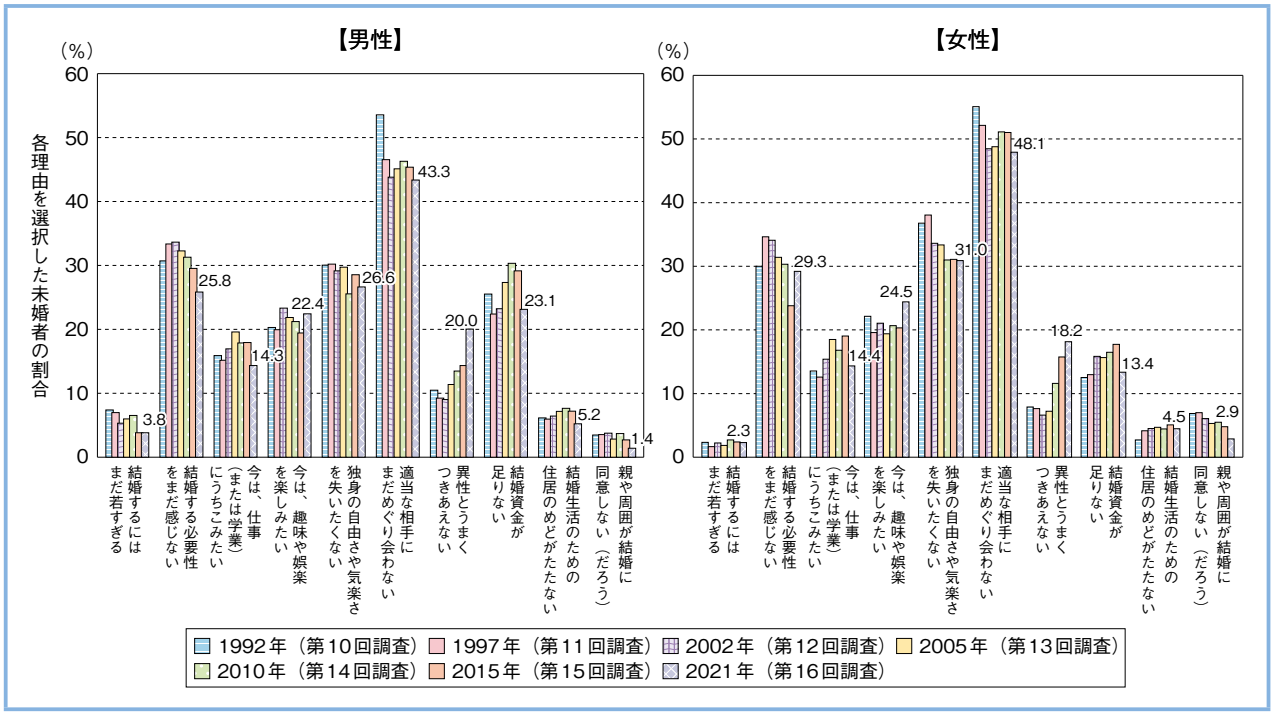

（出典）国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」（独身者調査）
（注）対象は、25 ～ 34 歳の未婚者。未婚者のうち何%の人が各項目を独身にとどまっている理由（３つまで選択可）として挙げているかを示す。

男性の従業上の地位・雇用形態別有配偶率は、正規の職員・従業員の 25 ～ 29 歳で 27.4%、30 ～ 34 歳で 56.2%になっているのに対して、非正規の職員・従業員の 25 ～ 29 歳で 9.6%、30 ～ 34 歳で 20.0%となっており、非正規の職員・従業員の有配偶率は正規の職員・従業員の半分以下となっている。さらに、非正規のうちパート・アルバイトでは、25 ～ 29 歳で 6.2 %、30 ～ 34 歳で 13.0%となっているなど、雇用形態によって有配偶率に大きな差がある。

図表 2-1-7 男性の従業上の地位・雇用形態別有配偶率

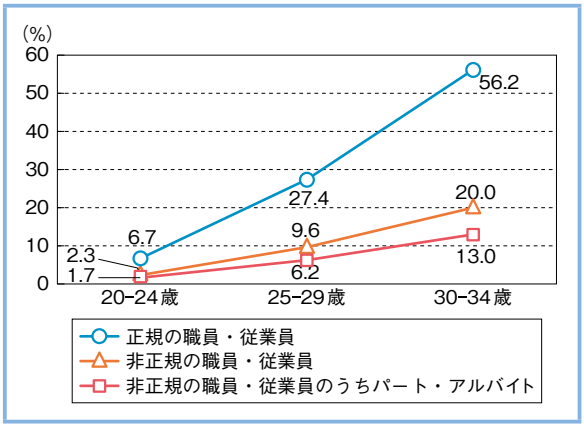

（出典）総務省「令和４年就業構造基本調査」
（注）ここでの有配偶率は、出典統計の「未婚でない者」の割合をいう。

■妊娠・出産

夫婦の完結出生児数は、1972 年から 2002 年までおおよそ 2.2 人前後を推移してきたが、2005 年から低下し、2021 年は 1.90 人となっている。

図表 2-1-8　夫婦の完結出生児数の推移

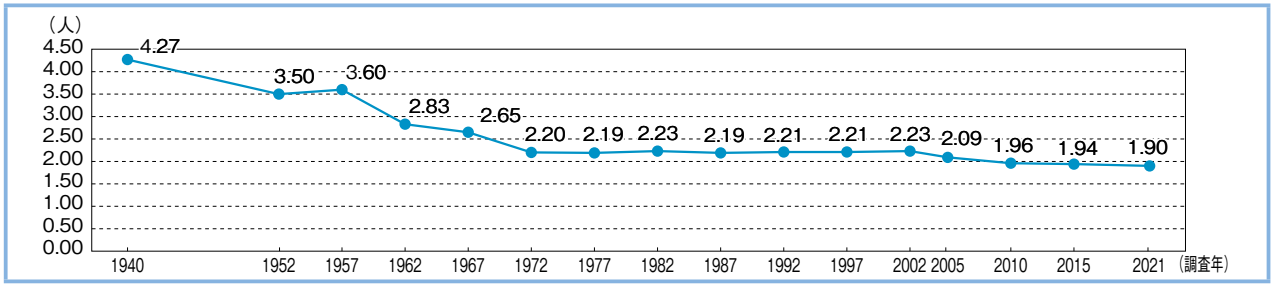

（出典）国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」（夫婦調査）
（注１）対象は結婚持続期間 15 ～ 19 年の初婚同士の夫婦（出生児数不詳を除く。）。
（注２）第 15 回以前（ただし、第１・２回調査を除く。）は妻の年齢 50 歳未満、第 16 回は妻が 50 歳未満で結婚し、妻の調査時年齢 55 歳未満の初婚同士の夫婦について集計（ただし、第３・４・６回調査では妻 50 歳未満で非初婚同士の夫婦も含む。）。

夫婦の理想的なこどもの数（平均理想こども数）は、2000 年代以降、緩やかに低下しており、1977 年の 2.61 人から 2021 年には 2.25 人にわずかに減少している。また、夫婦が実際に持つつもりのこどもの数（平均予定こども数）は、1977 年の 2.17 人から 2021 年には 2.01 人となっている。未婚者の希望するこども数（平均希望こども数）については、夫婦の平均理想こども数（2.25 人）と比べて低いことに加えて、その減少傾向が続いており、直近では男性で 1.82 人、女性で 1.79 人となっており、特に女性では初めて２人を下回った。

図表 2-1-9　夫婦の平均理想こども数と平均予定こども数の推移

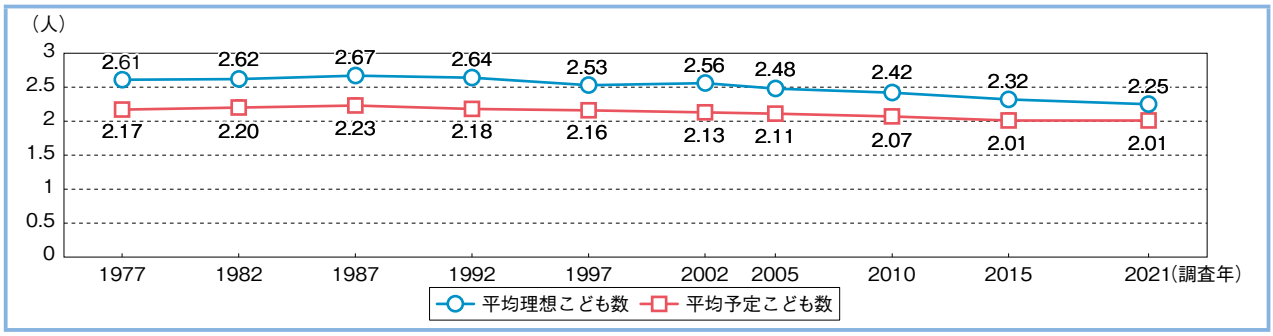

（出典）国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」（夫婦調査）

図表 2-1-10　未婚者の平均希望こども数

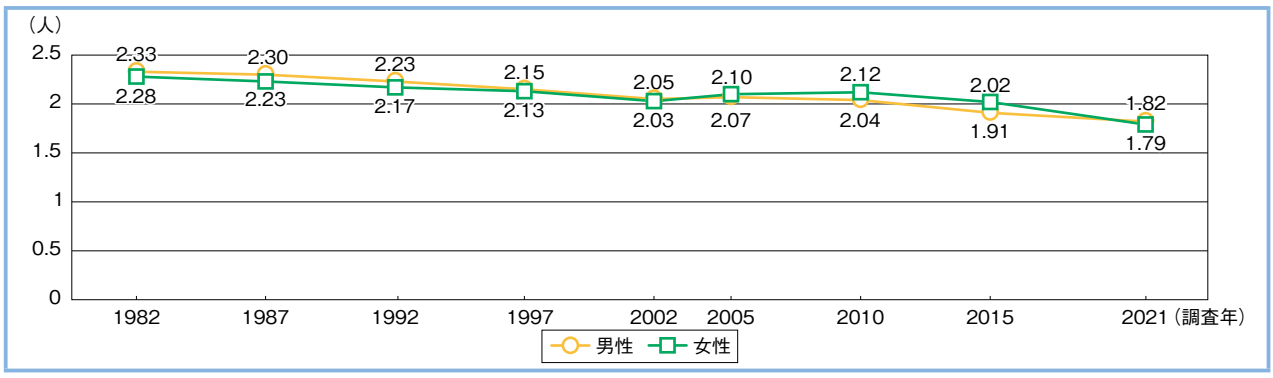

（出典）国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」（独身者調査）

予定こども数が理想こども数を下回る夫婦における、理想こども数を持たない理由は、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」（52.6％）が最も多く、次いで「高年齢で生むのはいやだから」（40.4％）、「ほしいけれどもできないから」（23.9％）、「これ以上、育児の心理的、肉体的負担に耐えられないから」（23.0％）、「健康上の理由から」（17.4％）、「自分の仕事（勤めや家業）に差し支えるから」（15.8％）となっている。特に、第２子を持ちたいと思う方と第３子以降を持ちたいと思う方を比較した場合、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」、「自分の仕事（勤めや家業）に差し支えるから」の理由の差が大きくなっており、これらの理由が、第３子以降を持ちたいと希望していても、その実現を難しくしている要因となっている可能性がある。

図表 2-1-11 理想こども数を持たない理由（理想、予定こども数の組み合わせ別）

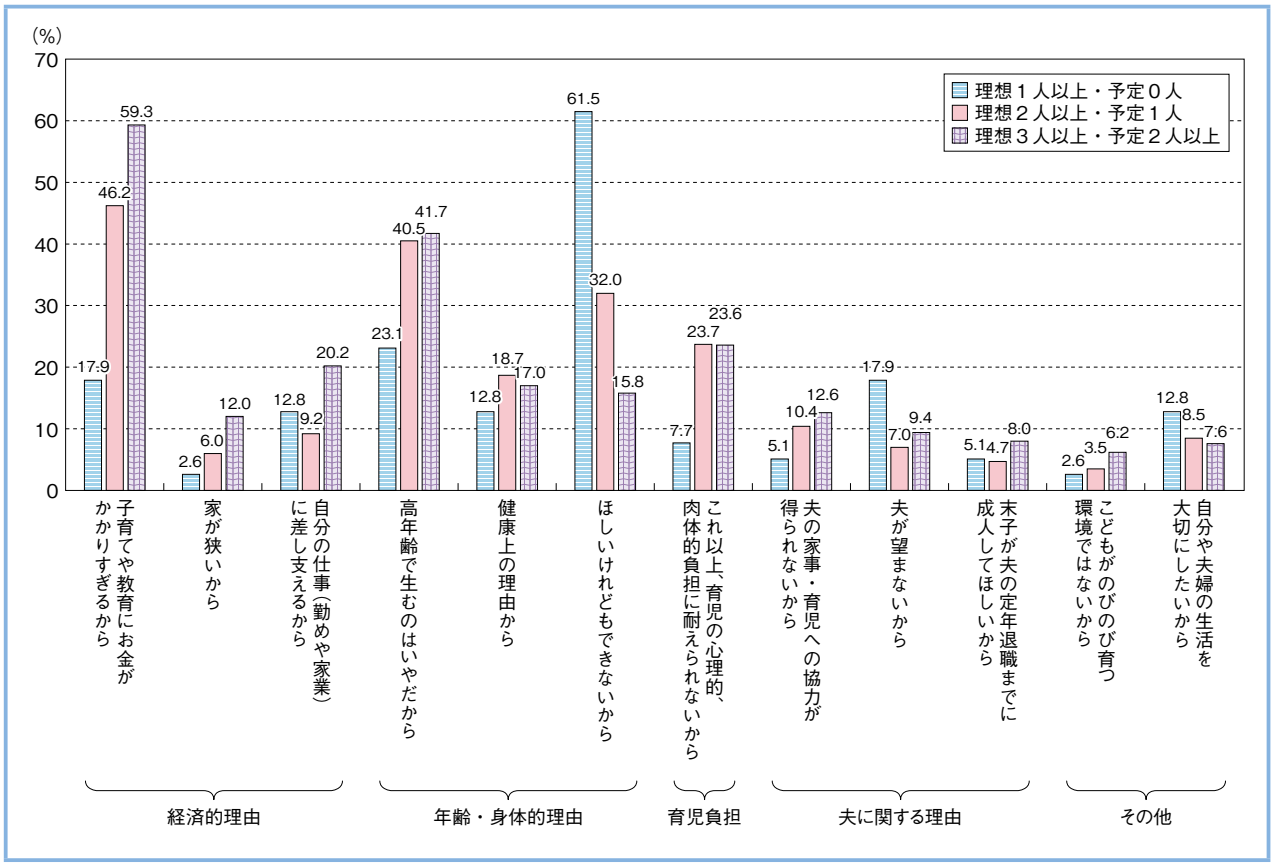

（出典）国立社会保障・人口問題研究所「第 16 回出生動向基本調査」（夫婦調査）（2021 年）
（注）対象は予定こども数が理想こども数を下回る、妻の調査時年齢 50 歳未満の初婚同士の夫婦。複数回答のため合計値は 100％を超える。

妻の年齢別の理想こども数を持たない理由は、妻が 35 歳未満の夫婦では経済的理由が、35 歳以上の夫婦では、「高年齢で生むのはいやだから」がそれぞれ高くなっている。また、「これ以上、育児の心理的、肉体的負担に耐えられないから」という理由は、年齢別での差が見られない。

図表 2-1-12　理想こども数を持たない理由（妻の年齢別）

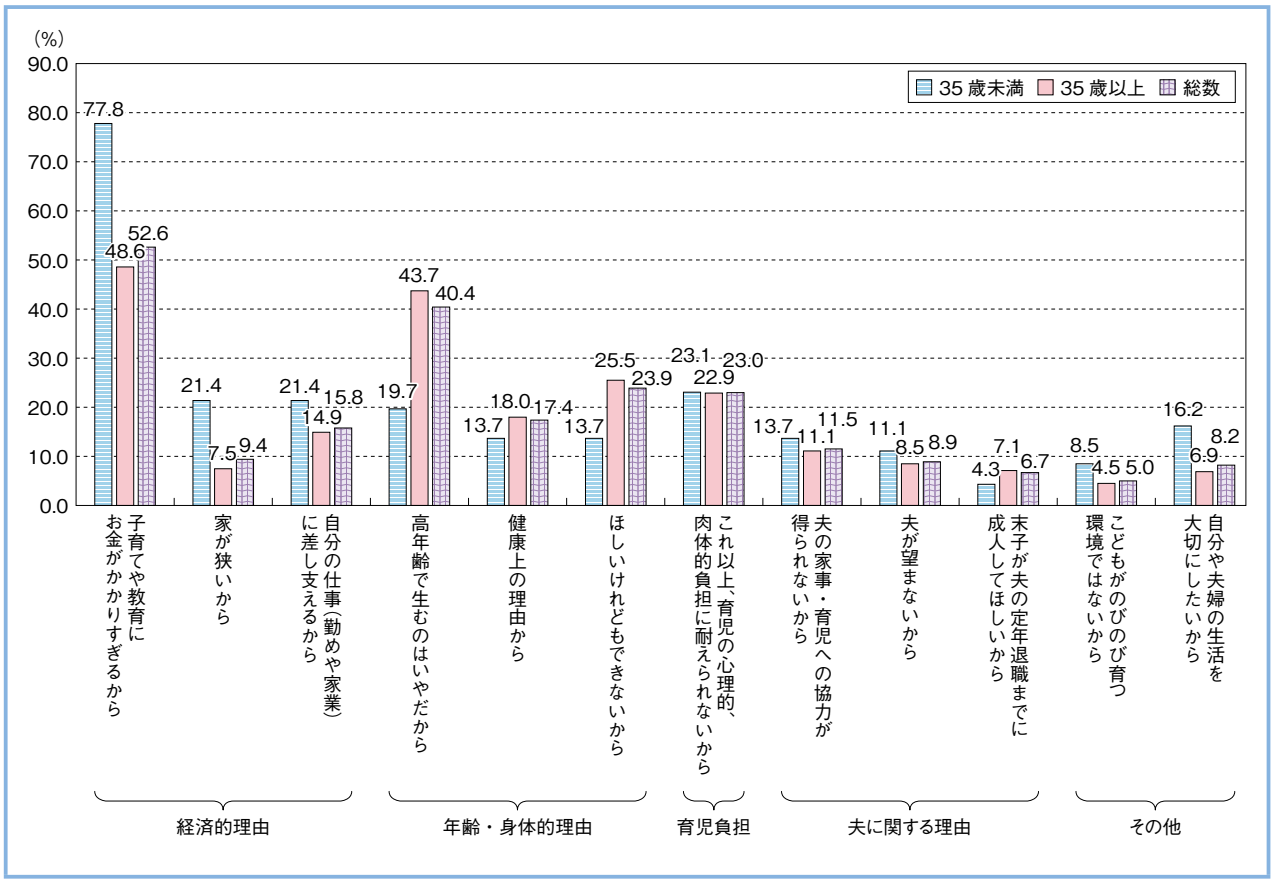

（出典）国立社会保障・人口問題研究所「第 16 回出生動向基本調査」（夫婦調査）（2021 年）
（注）対象は予定こども数が理想こども数を下回る、妻の調査時年齢 50 歳未満の初婚同士の夫婦。複数回答のため合計値は 100％を超える。

女性の出産前後の就業をめぐる状況は、第１子を出産した既婚女性で就業を継続した女性の割合は増加傾向にあり、こどもの出生年が 2015 年から 2019 年（2015 ～ 19）の場合、53.8％となっている。なお、妊娠前から無職は 17.4％、出産退職は 23.6％となっている。

図表 2-1-13 第１子出産前後の女性の就業率

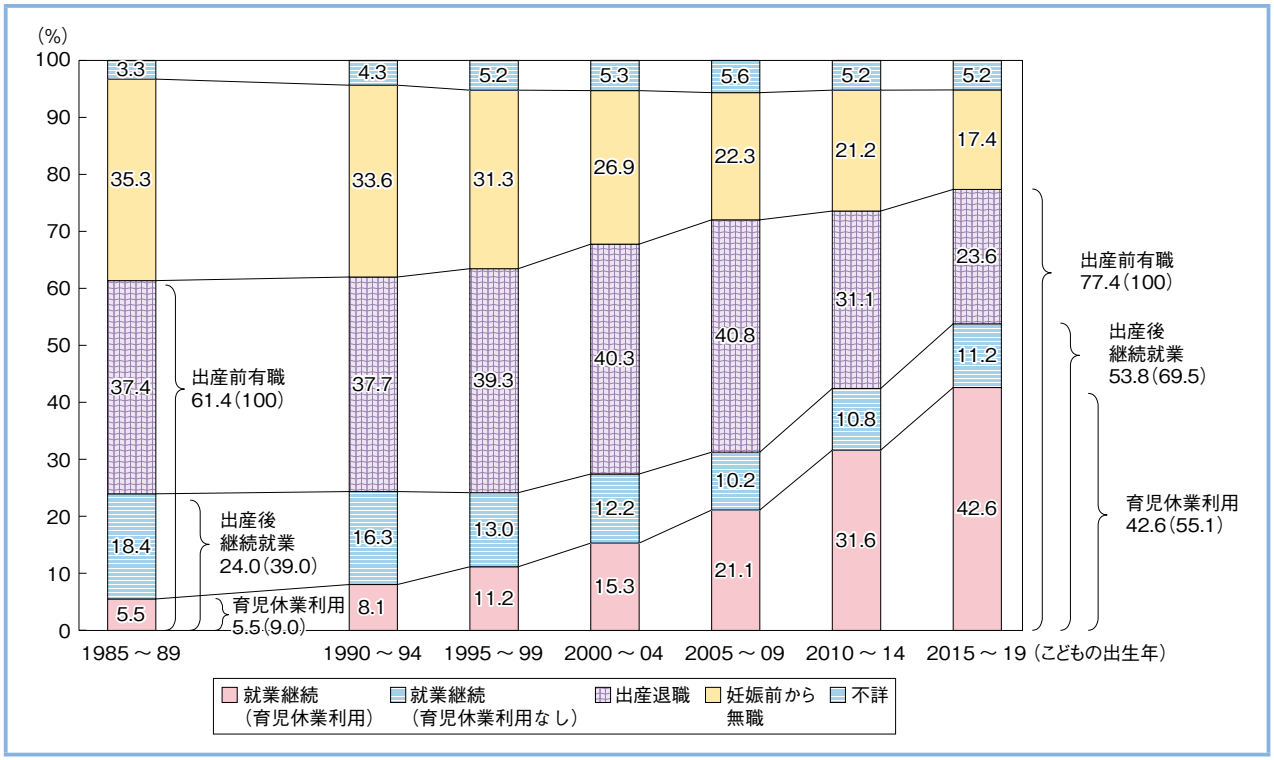

（出典）国立社会保障・人口問題研究所「第 16 回出生動向基本調査」（夫婦調査）（2021 年）
（注１）対象は出生こども数１人以上で、第 15 回以前は妻の年齢 50 歳未満、第 16 回は妻が 50 歳未満で結婚し、妻の調査時年齢 55 歳未満の初婚同士の夫婦。第 12 ～ 16 回調査の合併データに基づき、こどもが１歳以上、15 歳未満の夫婦を集計。就業変化は、妻の妊娠判明時とこども１歳時の従業上の地位の変化を見たもの（仕事が変わっていても、両時点で就業していれば「就業継続」に含まれる。）。「妊娠前から無職」には、こども１歳時に就業しているケースを含む。育児休業制度の利用有無が不詳のケースは「育児休業利用なし」に含めている。
（注２）図中の（　）内の数値は出産前に就業していた妻に対する割合。

女性（妻）の就業継続や第２子以降の出生割合は、夫の家事・育児時間が長いほど高い傾向がある。

図表 2-1-14　女性の就業継続や出産と男性の家事・育児時間の関係

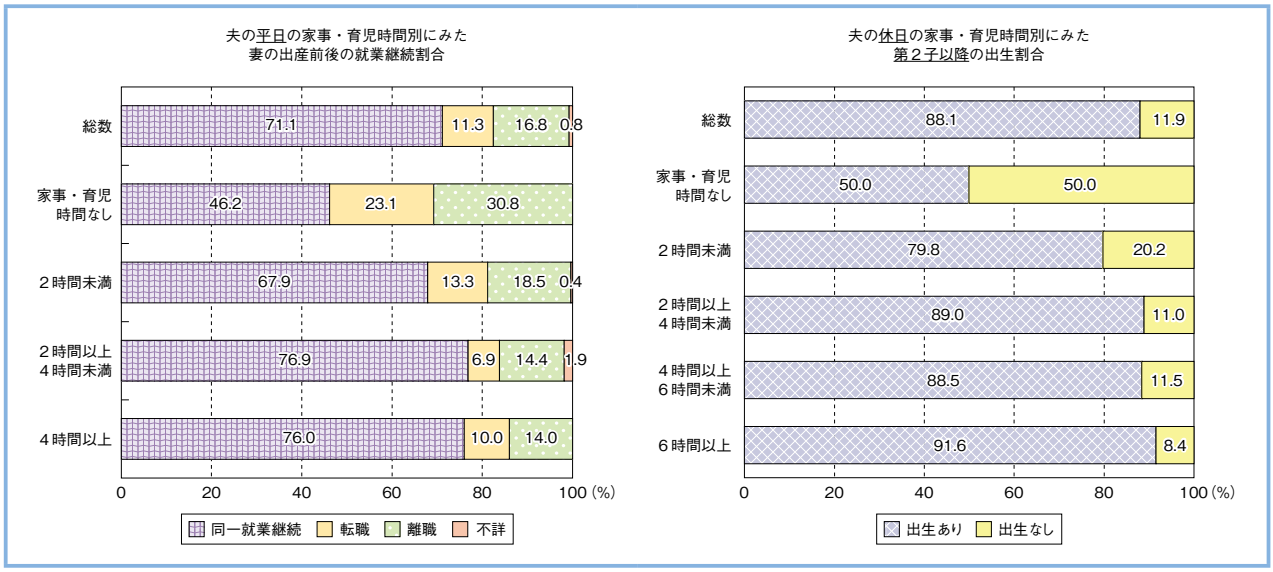

（出典）厚生労働省「第 12 回 21 世紀成年者縦断調査（平成 24 年成年者）」（調査年月：2023 年 11 月）を基に作成。
（注１）集計対象は、①又は②に該当し、かつ③に該当する同居夫婦である。
①第１回調査から第 12 回調査まで双方が回答した夫婦
②第１回調査時に独身で第 11 回調査までの間に結婚し、結婚後第 12 回調査まで回答した夫婦
③妻が出産前調査時に仕事ありで、かつ、第１回調査の「女性票」の対象者で、この 11 年間にこどもが生まれた夫婦
（注２）11 年間で２人以上出生ありの場合は、末子について計上している。
（注３）「総数」には、家事・育児時間不詳を含む。

（出典）厚生労働省「第 12 回 21 世紀成年者縦断調査（平成 24 年成年者）」（調査年月：2023 年 11 月）を基に作成。
（注１）集計対象は、①又は②に該当し、かつ③に該当する同居夫婦である。ただし、妻の「出生前データ」が得られていない夫婦は除く。
①第１回調査から第 12 回調査まで双方が回答した夫婦
②第１回調査時に独身で第 11 回調査までの間に結婚し、結婚後第 12 回調査まで回答した夫婦
③出生前調査時にこども１人以上ありの夫婦
（注２）家事・育児時間は、「出生あり」は出生前調査時の、「出生なし」は第 11 回調査時の状況である。
（注３）11 年間で２人以上出生ありの場合は、末子について計上している。
（注４）「総数」には、家事・育児時間不詳を含む。

■子育て

男性の育児休業取得率は、近年、顕著に増加しており、2023 年度は 30.1％となっている。

一方で、正社員の男性において、育児休業制度を利用しなかった理由は「収入を減らしたくなかったから」（39.9％）が最も多かったが、「職場が育児休業制度を取得しづらい雰囲気だったから、または会社や上司、職場の育児休業取得への理解がなかったから」（22.5％）、「自分にしかできない仕事や担当している仕事があったから」（22.0％）なども多く、制度が利用しづらい職場環境が存在していることもうかがわれる。

図表 2-1-15 男性の育児休業取得率

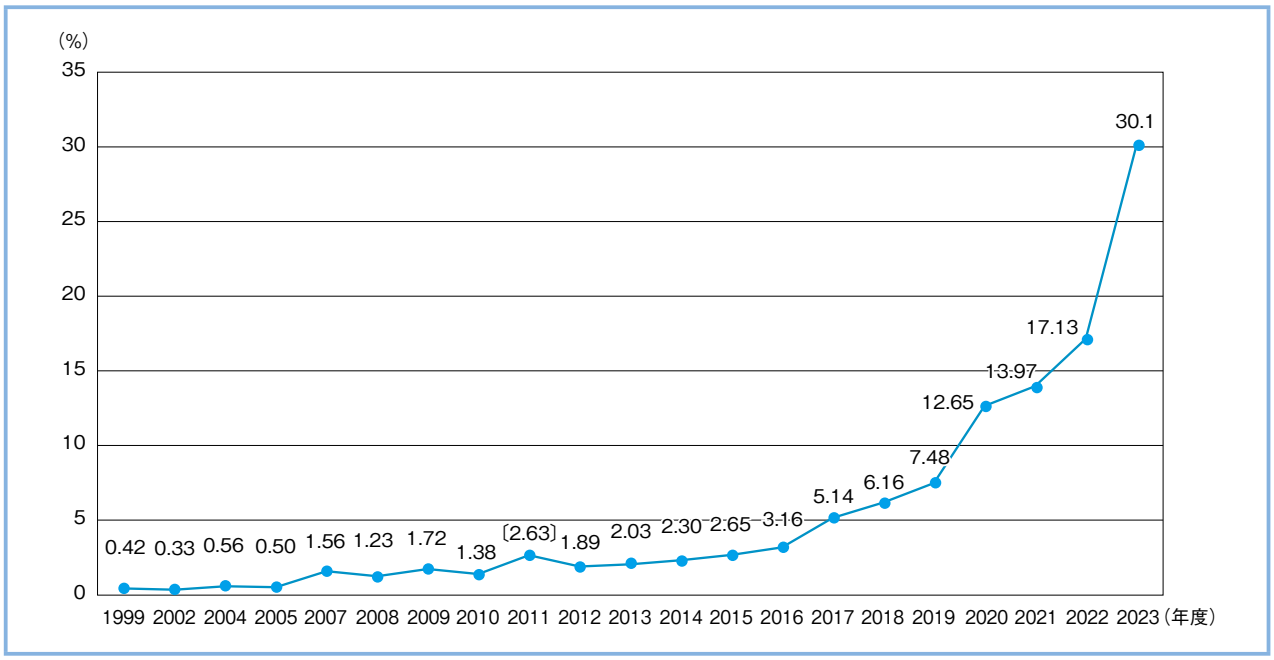

（出典）厚生労働省「雇用均等基本調査」
（注）2011 年度の〔　〕内の割合は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

図表 2-1-16　育児休業制度を利用しなかった理由

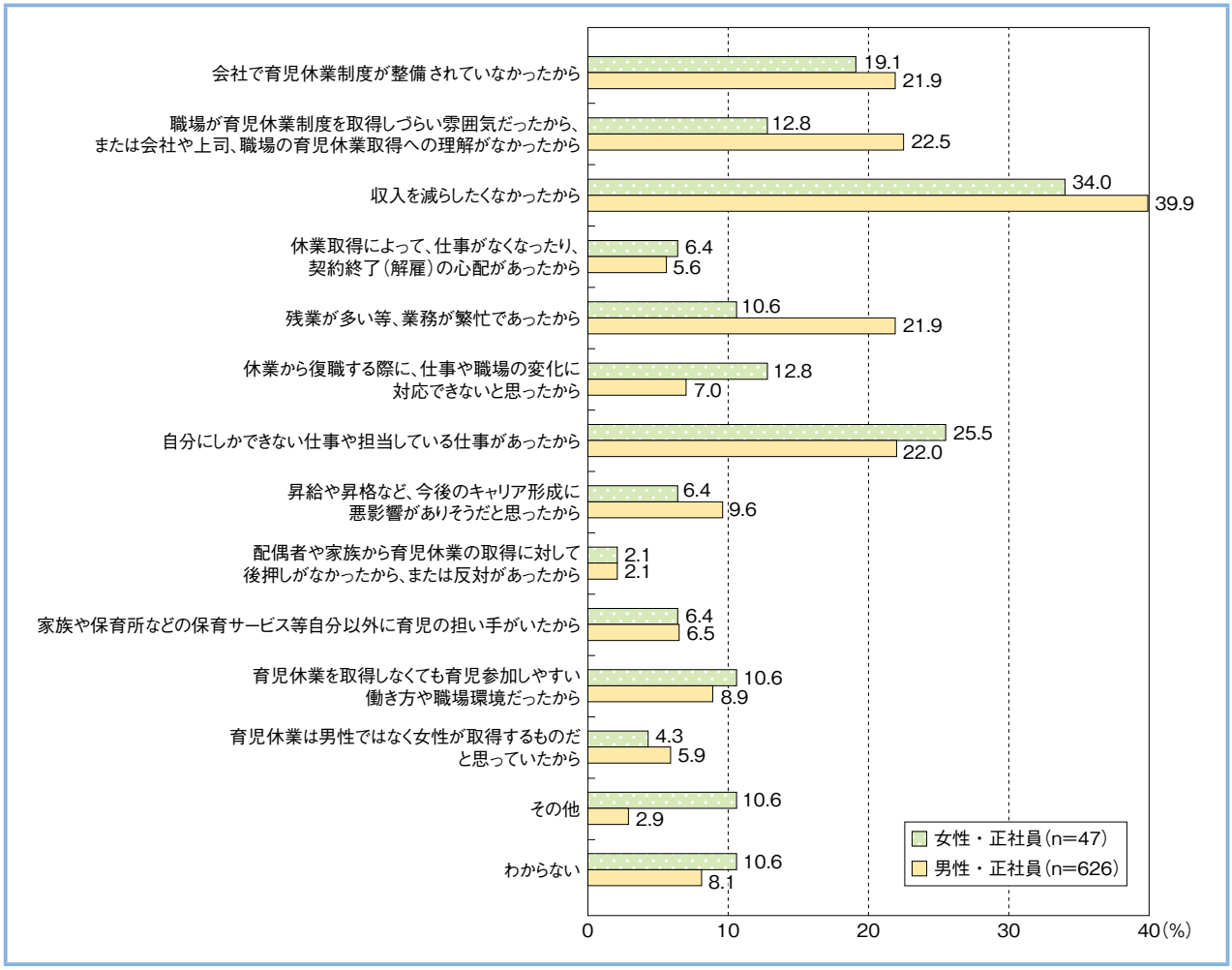

（出典）日本能率協会総合研究所「仕事と育児の両立等に関する実態把握のための調査研究事業」（労働者調査）（令和４年度厚生労働省委託事業）
（注１）小学校４年生未満の子の育児を行いながら就労し、約 10 年以内に妊娠・出産・育児のために離職した経験のない労働者を対象としたアンケート調査。
（注２）就労形態は末子妊娠判明時のもの。
（注３）末子の育児のための休暇・休業制度のうち育児休業において、「利用したことはないが、利用したかった（利用したい）」、「利用したことはなく、利用希望もない」のいずれかを選択した回答者を集計対象とする。
（注４）複数回答可。

我が国の６歳未満のこどもがいる夫の家事・育児関連時間は約２時間程度となっており、諸外国と比較して短くなっている。また、こどもがいる共働きの夫婦では、平日の帰宅時間は女性よりも男性が遅くなっている。これらから夫婦の育児負担が妻に偏る傾向がみられる。

図表 2-1-17 ６歳未満のこどもを持つ夫の家事・育児関連時間

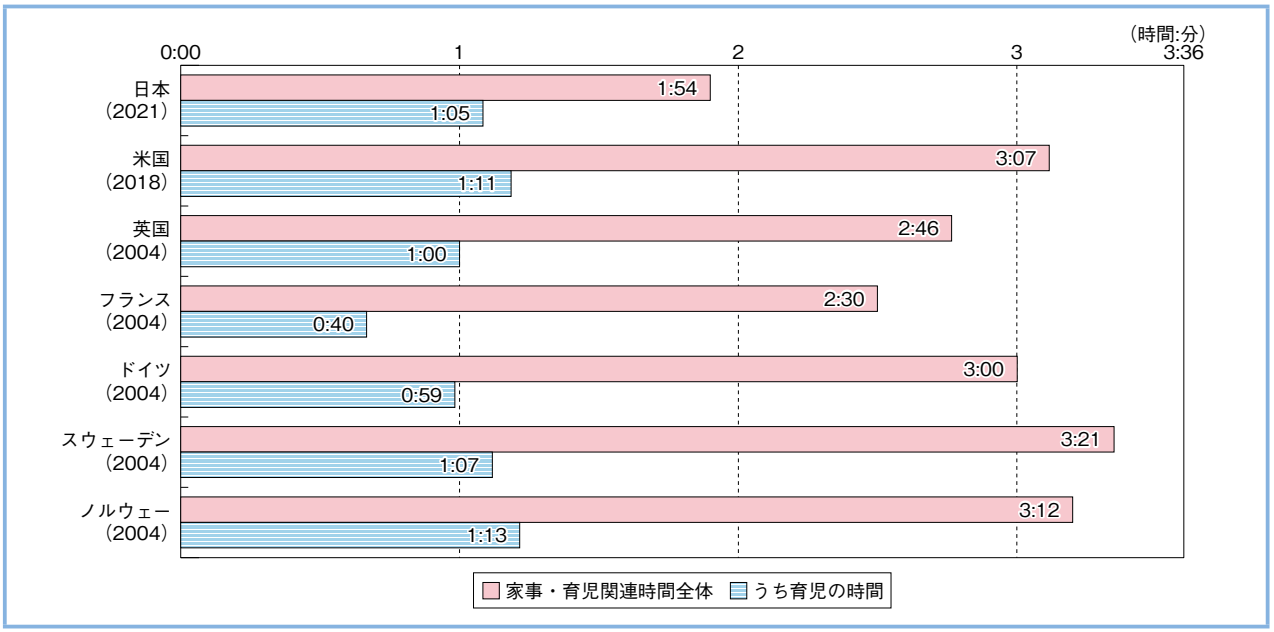

（出典）Eurostat “How Europeans Spend Their Time Everyday Life of Women and Men”（2004）、Bureau of Labor Statistics of the U.S.“American Time Use Survey”（2018）及び総務省「令和３年社会生活基本調査」
（注）日本の数値は、夫婦とこどものみの世帯の夫の時間である。

図表 2-1-18 こどもがいる共働き夫婦の仕事のある平日の帰宅時間

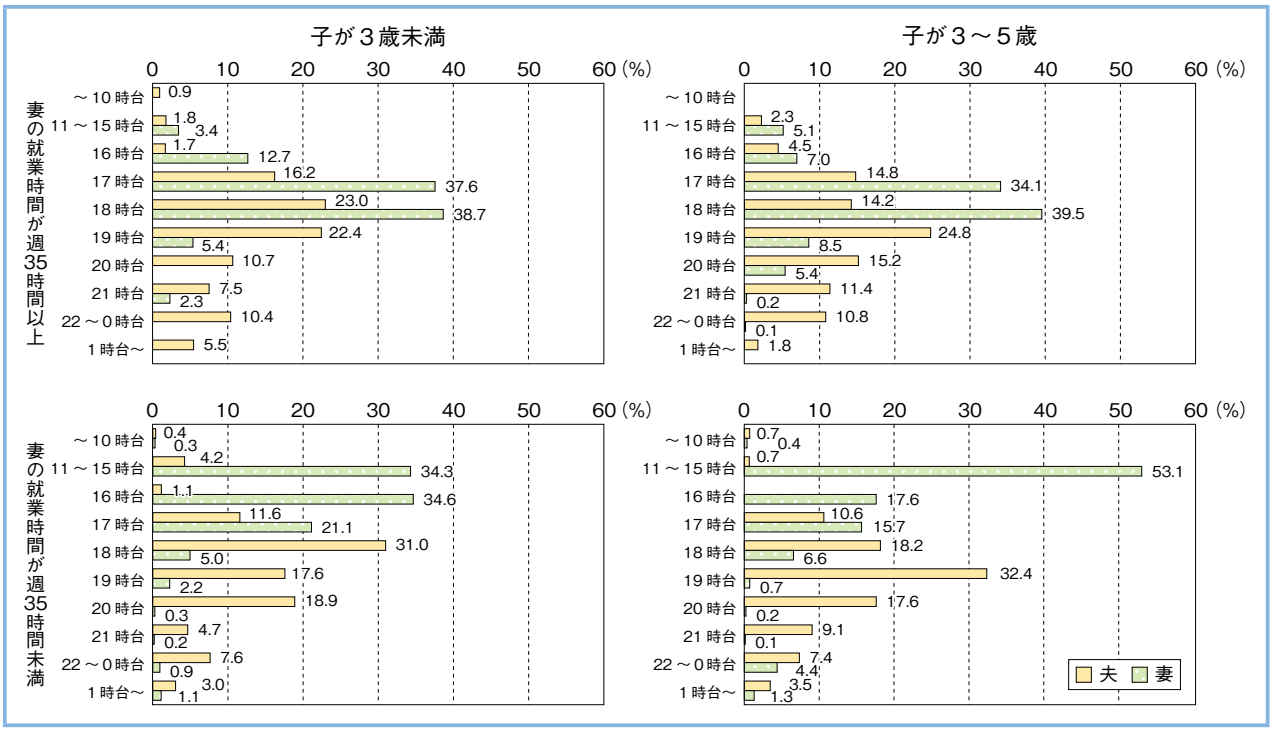

（出典）総務省「令和３年社会生活基本調査」を基に作成。
（注）ここでいう「共働き」とは「夫も妻も雇用されている人」であり、夫婦とこどもの世帯を対象としている。

子育て当事者の８割以上が「こどもの世話や看病について頼れる人がいる」と思うと回答している。その一方で、「社会において、共働き・共育て（家庭内で男女ともに仕事や家事、子育てに参画すること）が推進されている」と思う人の割合は約３割となっている。

図表 2-1-19　「こどもの世話や看病について頼れる人がいる」と思う子育て当事者の割合

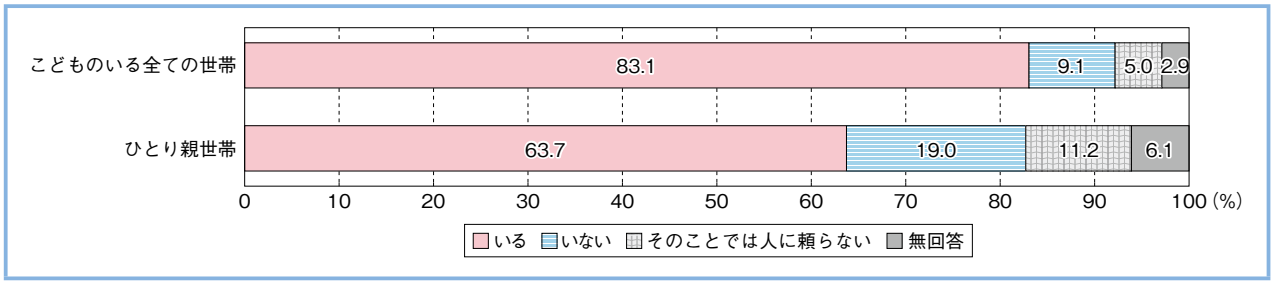

（出典）国立社会保障・人口問題研究所「生活と支え合いに関する調査」（2022 年）よりこども家庭庁作成。

図表 2-1-20　「社会において、共働き・共育て（家庭内で男女ともに仕事や家事、子育てに参画すること）が推進されている」と思う人の割合

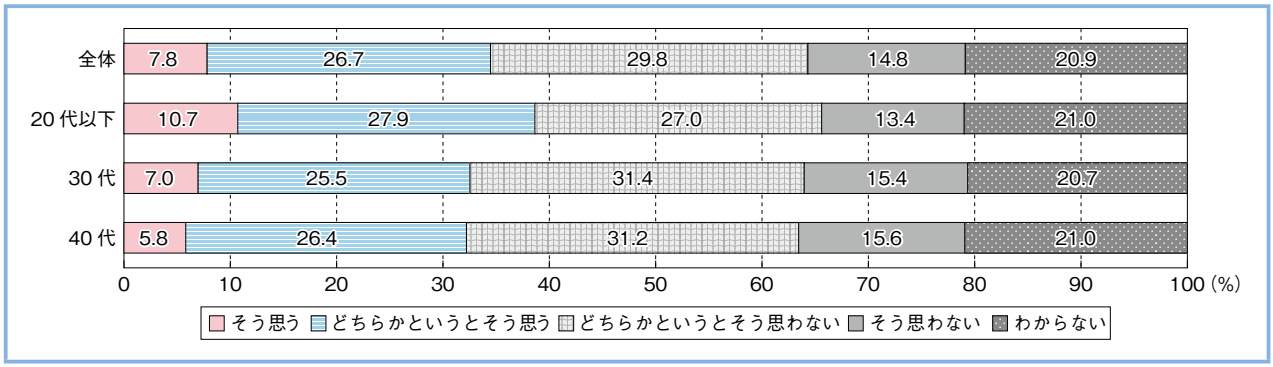

（出典）こども家庭庁「こども政策の推進に関する意識調査」（2023 年度）

「保護者が、こどもの基本的な生活習慣や自立心等を育む教育を家庭で行うための支援がされている」と思う人の割合や、「保護者の子育てが地域で支えられている」と思う人の割合は、いずれも約３割となっている。

図表 2-1-21 「保護者が、こどもの基本的な生活習慣や自立心等を育む教育を家庭で行うための支援がされている」と思う人の割合

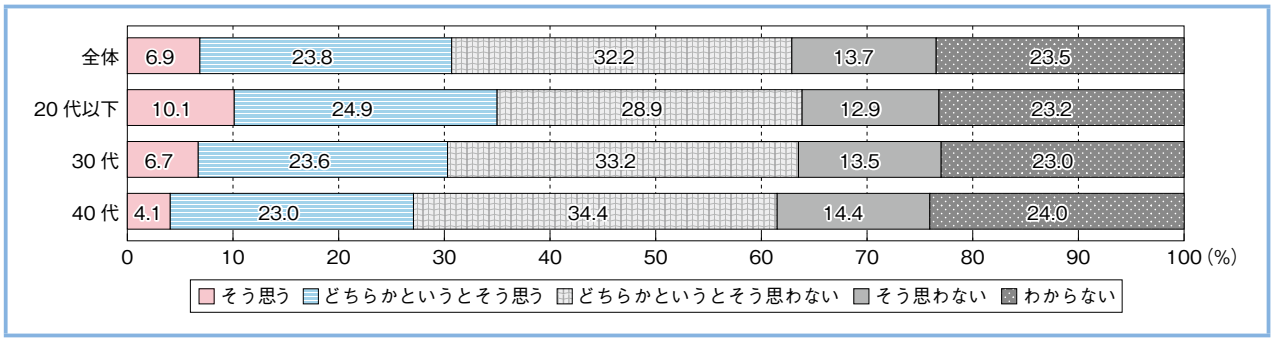

（出典）こども家庭庁「こども政策の推進に関する意識調査」（2023 年度）

図表 2-1-22 「保護者の子育てが地域で支えられている」と思う人の割合

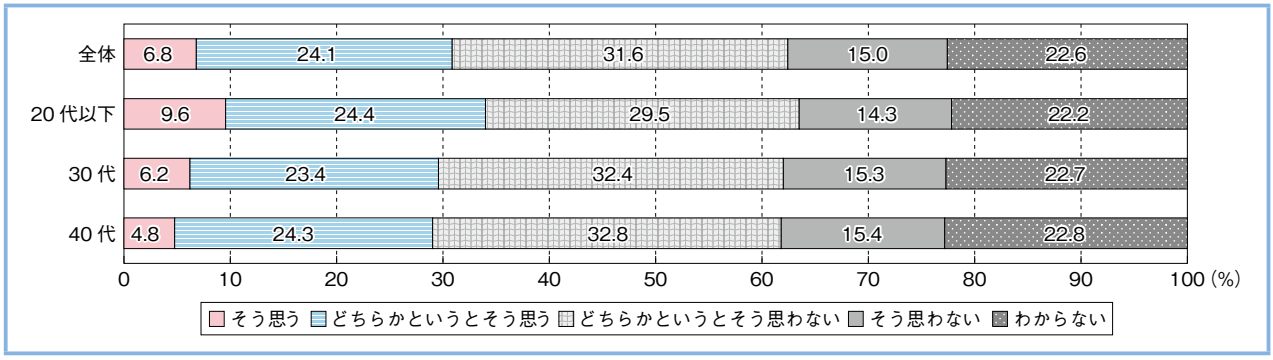

（出典）こども家庭庁「こども政策の推進に関する意識調査」（2023 年度）

また、「結婚、妊娠、こども・子育てに温かい社会の実現に向かっている」と思う人の割合は３割弱となっている。

図表 2-1-23 「結婚、妊娠、こども・子育てに温かい社会の実現に向かっている」と思う人の割合

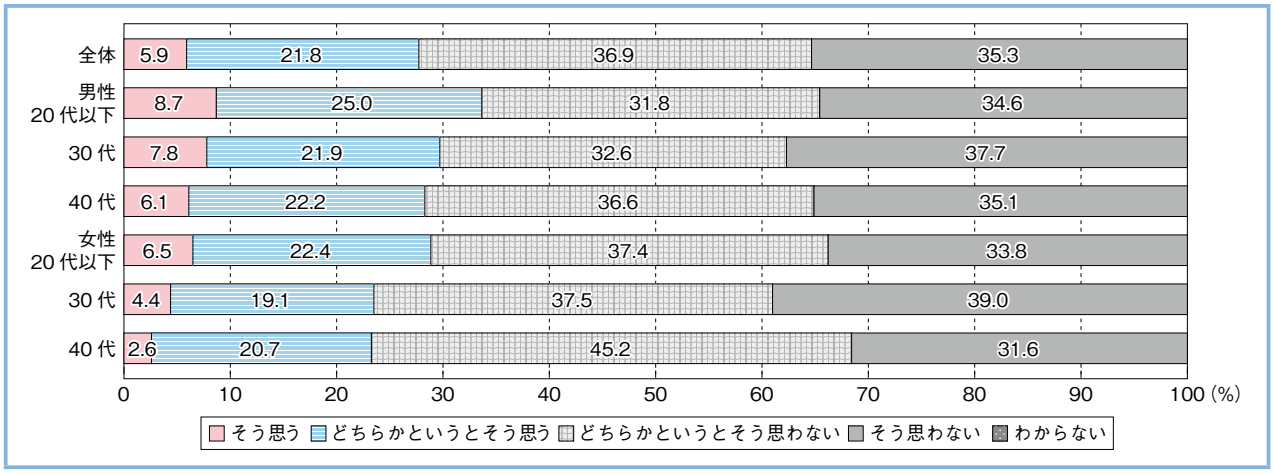

（出典）こども家庭庁「こども政策の推進に関する意識調査」（2023 年度）

■雇用・労働

若者の非正規雇用割合は、長期的に増加している。1991 年と 2024 年を比較すると、男性の 15 ～ 24 歳は 21.4％から 51.0％に、25 ～ 34 歳は 2.8％から 14.8％に、女性の 15 ～ 24 歳は 20.3％から 56.9％に、25 ～ 34 歳は 25.3％から 30.6％に、いずれも上昇している。

図表 2-1-24　若者の非正規雇用割合

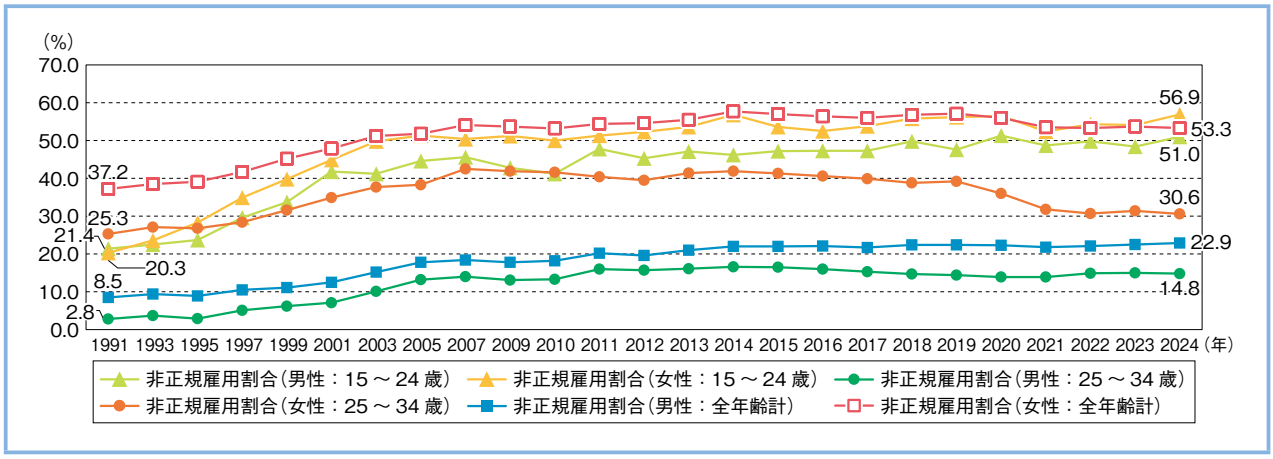

（出典）総務省「労働力調査特別調査」、「労働力調査（詳細集計）」
（注１）非正規雇用割合については、2001 年までは「労働力調査特別調査」（２月調査）、2002 年以降は「労働力調査（詳細集計）」（１～３月平均）による。調査月（2001 年までは各年２月、2002 年以降は１～３月平均の値）が異なることなどから、時系列比較には注意を要する。
（注２）労働力調査では、2011 年３月 11 日に発生した東日本大震災の影響により、岩手県、宮城県及び福島県において調査実施が一時困難となった。ここに掲載した 2011 年の数値は補完的に推計した値（2005 年国勢調査基準）である。

若年層の１か月当たりの平均賃金について、2024 年において、19 歳以下の非正規雇用（正社員・正職員以外）は、正規雇用（正社員・正職員）と比較して約 2.2 万円低く、25 歳～ 29 歳では約 5.3 万円低くなっており、非正規雇用（正社員・正職員以外）の平均賃金は顕著に低くなっている。

図表 2-1-25 若年層の平均賃金

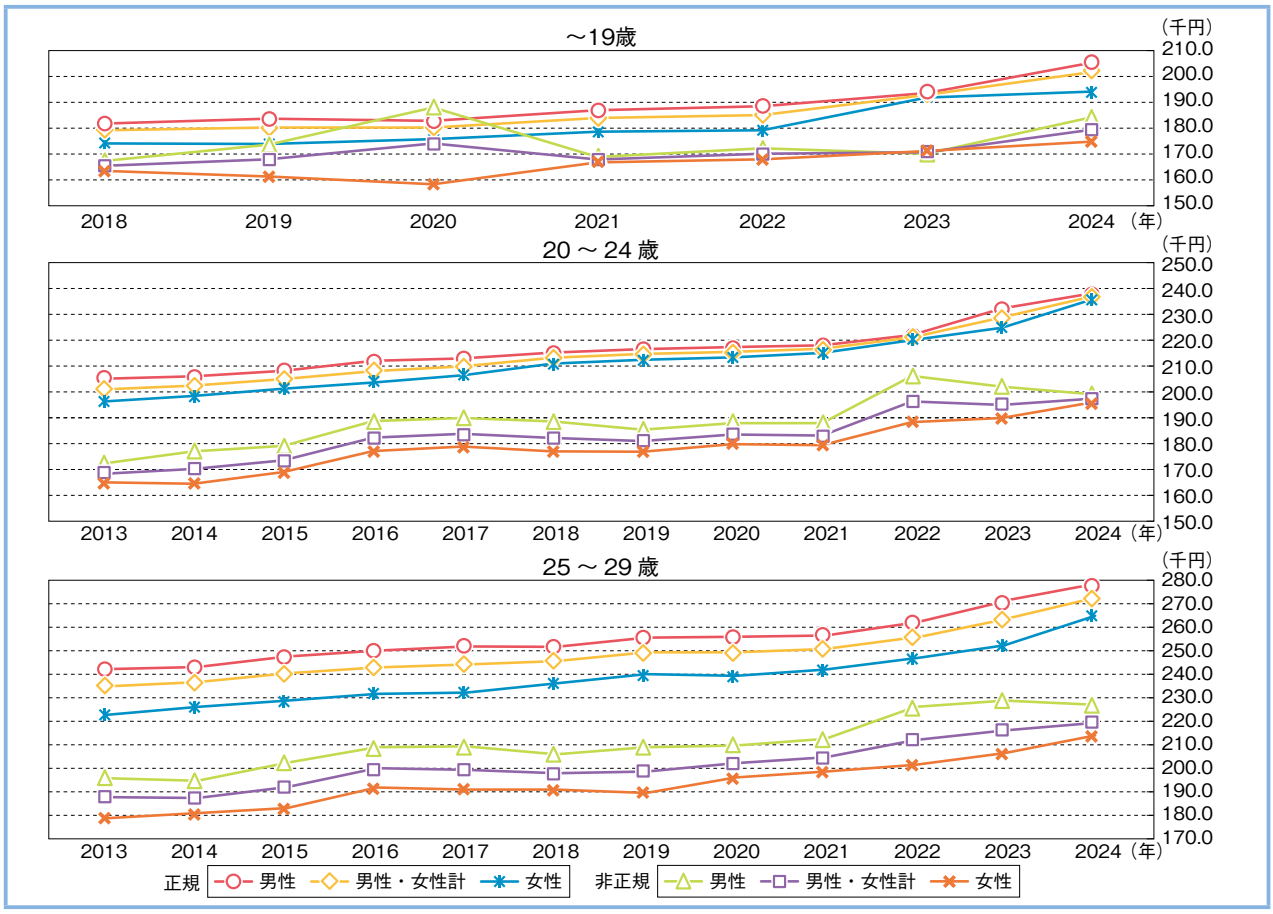

（出典）厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

週 60 時間以上の長時間労働の男性の割合は、2002 年以降から減少傾向にあったが、2020 年頃から横ばいで推移している。また、年代別では 40 歳代が 9.7%と最も高くなっている。

図表 2-1-26 就業時間が週 60 時間以上の男性就業者の割合（年代別）

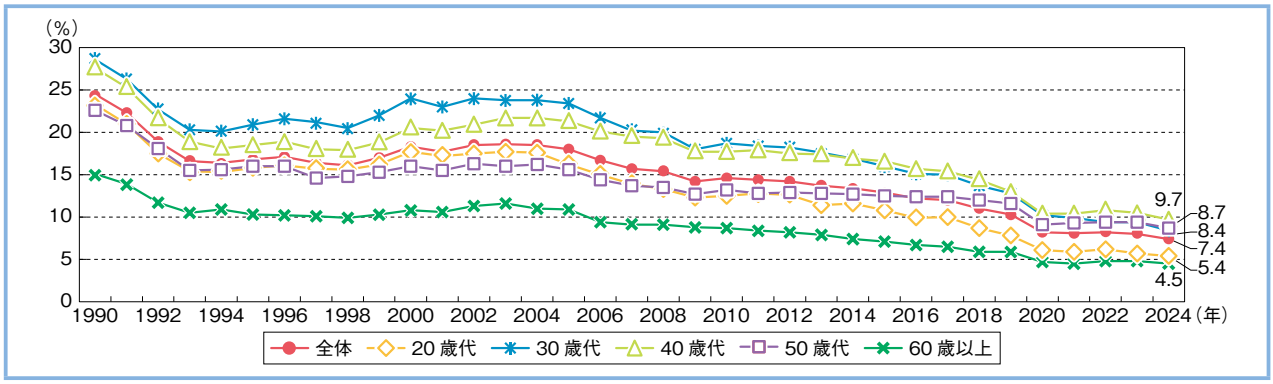

（出典）総務省「労働力調査」
（注１）数値は、非農林業就業者（休業者を除く）総数に占める割合。
（注２）2011 年の値は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国結果。

■成育環境

安心できる場所があると思うこども・若者や、「どこかに助けてくれる人がいる」と思うこども・若者の割合は、いずれも９割を超えている。

図表 2-1-27　安心できる場所があると思うこども・若者の割合

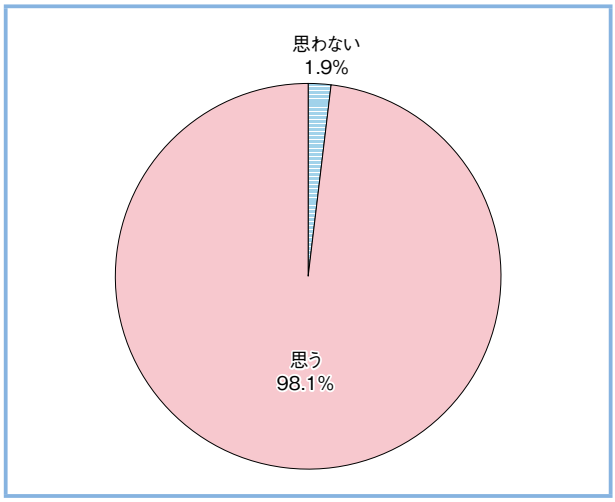

（出典）こども家庭庁「こども・若者の意識と生活に関する調査」（2022 年度）
（注）安心できる場所があると思うこども・若者の割合とは、「自分の部屋」、「家庭」、「学校」、「職場」、「地域」及び「インターネット空間」の全てについて、「居場所（ほっとできる場所、居心地の良い場所など）」に対して「そう思わない」又は「どちらかといえば、そう思わない」と回答した者（無回答者を含む。）の割合を全体から減じた割合。

図表 2-1-28　「どこかに助けてくれる人がいる」と思うこども・若者の割合

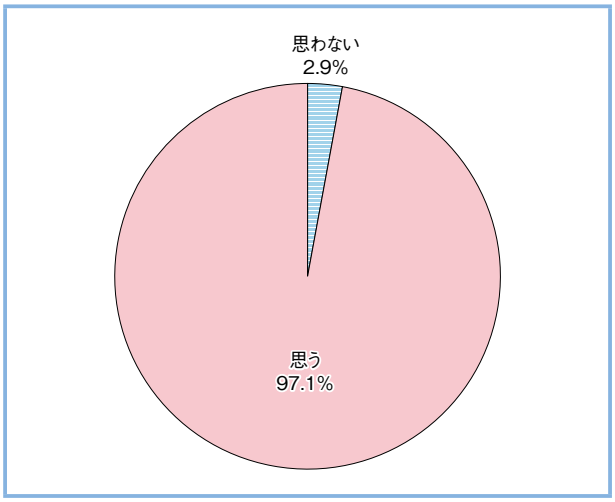

（出典）こども家庭庁「こども・若者の意識と生活に関する調査」（2022 年度）
（注）「どこかに助けてくれる人がいる」と思うこども・若者の割合とは、「家族・親族」、「学校で出会った友人」、「職場・アルバイト関係の人」、「地域の人」及び「インターネット上における人やグループ」の全てについて、「困ったときは助けてくれる」に対して「そう思わない」又は「どちらかといえば、そう思わない」と回答した者（無回答者を含む。）の割合を全体から減じた割合。

「学校は、こどもが安全に安心して過ごすことができる、こどもにとって大切な居場所の１つである」と思う人の割合は、半数を超えている。

図表 2-1-29　「学校は、こどもが安全に安心して過ごすことができる、こどもにとって大切な居場所の１つである」と思う人の割合

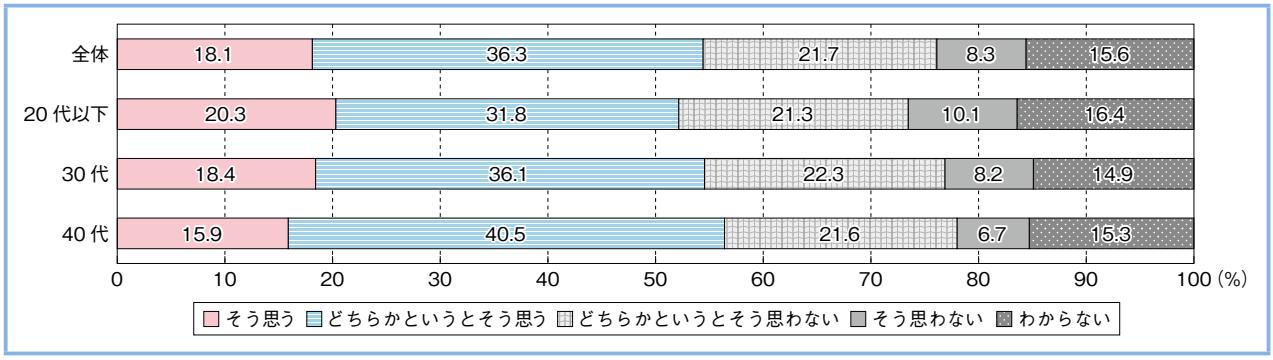

（出典）こども家庭庁「こども政策の推進に関する意識調査」（2023 年度）

自身の周りに、「こどもや若者の遊びや体験活動の機会や場が十分にある」と思う人の割合は、約４割となっている。

図表 2-1-30 「あなたの周りには、こどもや若者の遊びや体験活動の機会や場が十分にある」と思う人の割合

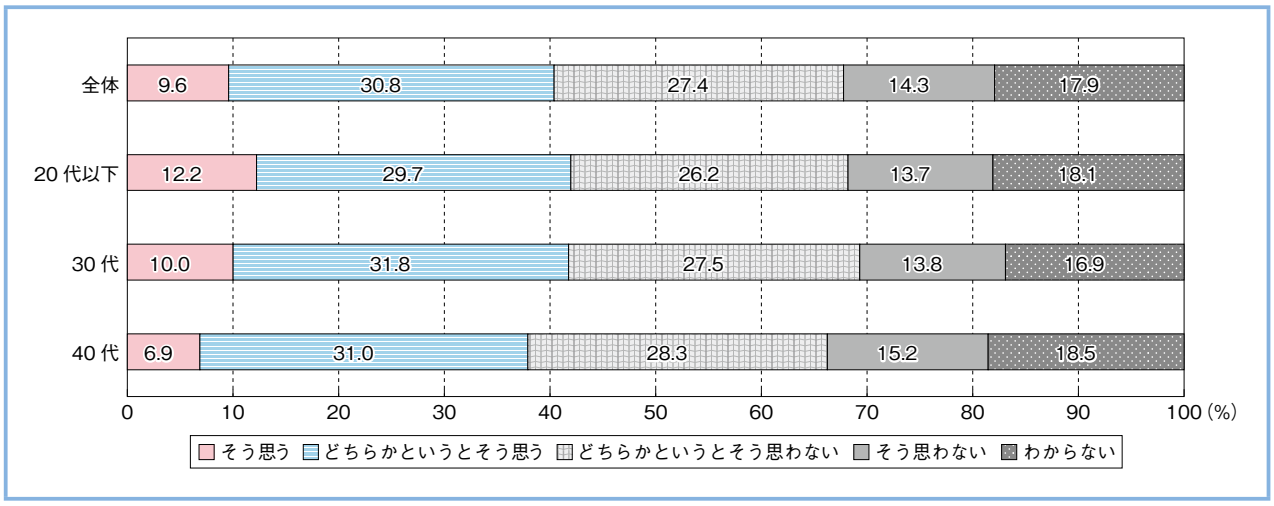

（出典）こども家庭庁「こども政策の推進に関する意識調査」（2023 年度）

「社会生活や日常生活を円滑に送ることができている」と思うこども･若者は、約半数となっている。その一方で、「今までに、社会生活や日常生活を円滑に送ることができなかった経験がある」又は、「現在、社会生活や日常生活を円滑に送れていない状況がある」と回答したこども・若者は、２割を超えている。

図表 2-1-31 「社会生活や日常生活を円滑に送ることができている」と思うこども・若者の割合

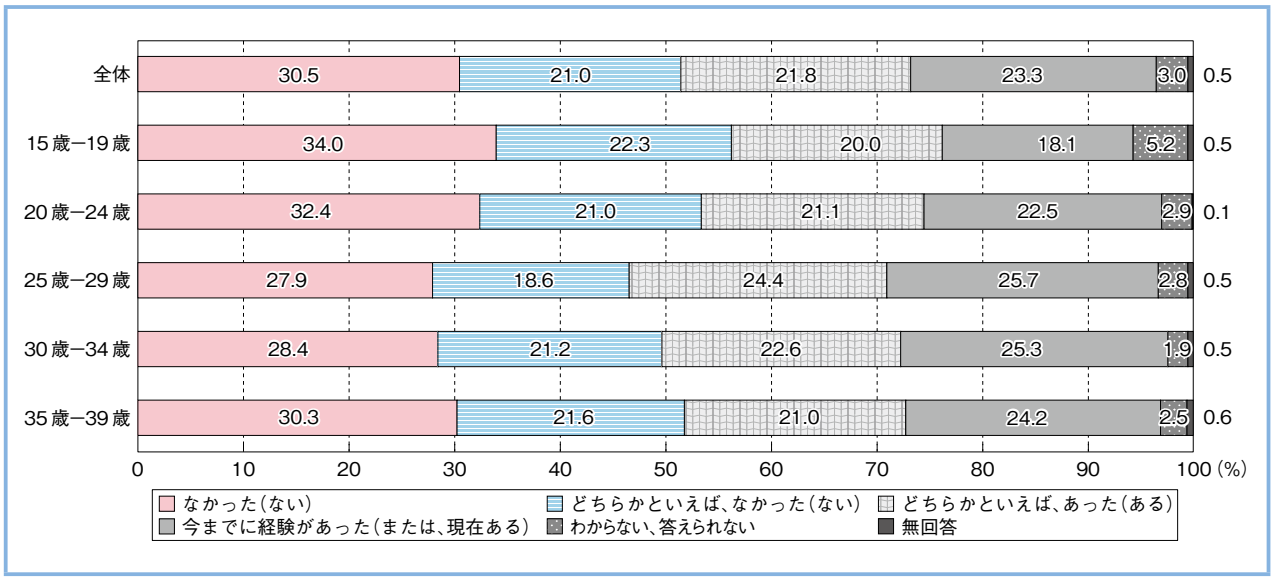

（出典）こども家庭庁「こども・若者の意識と生活に関する調査」（2022 年度）
（注）「社会生活や日常生活を円滑に送ることができている」と思うこども・若者の割合とは、「あなたは今までに、社会生活や日常生活を円滑に送ることができなかった経験がありましたか。または、現在、社会生活や日常生活を円滑に送れていない状況がありますか。」に対して「なかった（ない）」又は「どちらかといえば、なかった（ない）」と回答した者の割合。

「自分はヤングケアラーに当てはまる」と思う人の割合は、全日制高校２年生で約２％、定時制高校２年生相当で約５％、通信制高校生で約７％となっている。

図表 2-1-32　「自分はヤングケアラーに当てはまる」と思う人の割合

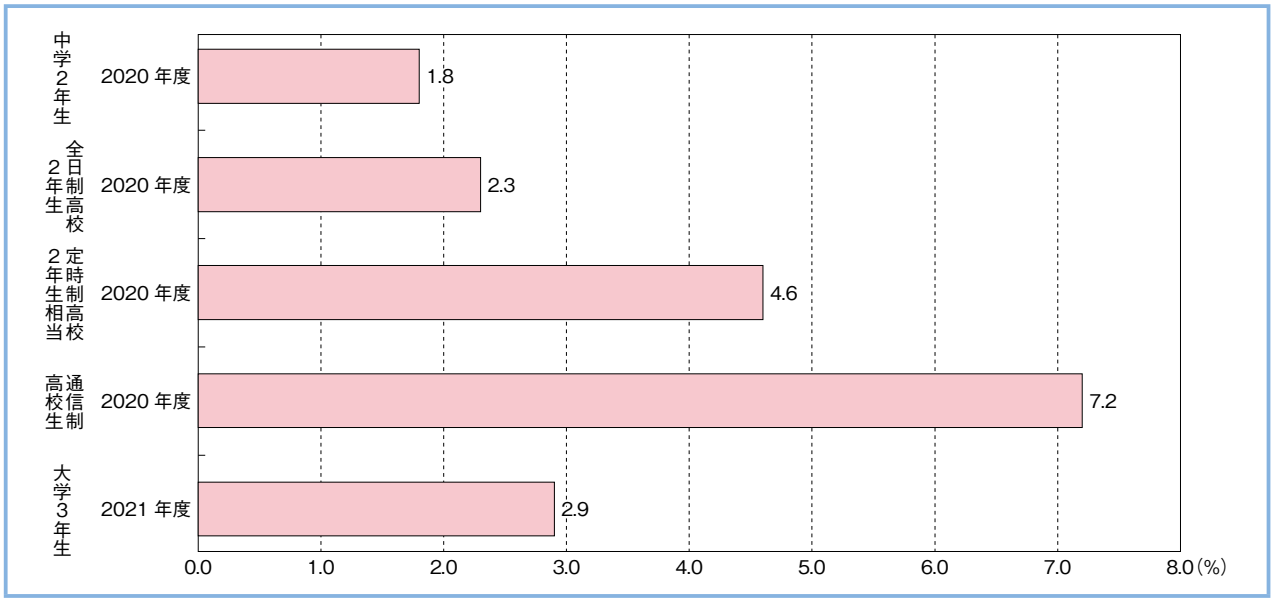

（出典）こども家庭庁「ヤングケアラーの実態に関する調査研究」（2020 年度、2021 年度）
（注１）中学２年生、全日制高校２年生、定時制高校２年生相当及び通信制高校生については 2020 年度調査、大学３年生については 2021 年度調査で調査を実施。
（注２）本調査研究における「ヤングケアラー」とは、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っていることにより、こども自身がやりたいことができないなど、こども自身の権利が守られていないと思われるこどもをいう。

国民生活基礎調査に基づく相対的に貧困の状態にあるこどもの割合は 11.5%となっており、特にひとり親世帯の貧困率は 44.5%と高い。ひとり親世帯では、食料が買えなかった経験がある割合が 21.1%、衣服が買えなかった経験がある割合が 19.0%と、こどもがいる全世帯（それぞれ 12.1%、13.8%）と比較し高くなっている（国立社会保障・人口問題研究所「生活と支え合いに関する調査」（2022 年）よりこども家庭庁算出。）。

図表 2-1-33　こどもの貧困率 / ひとり親世帯の貧困率

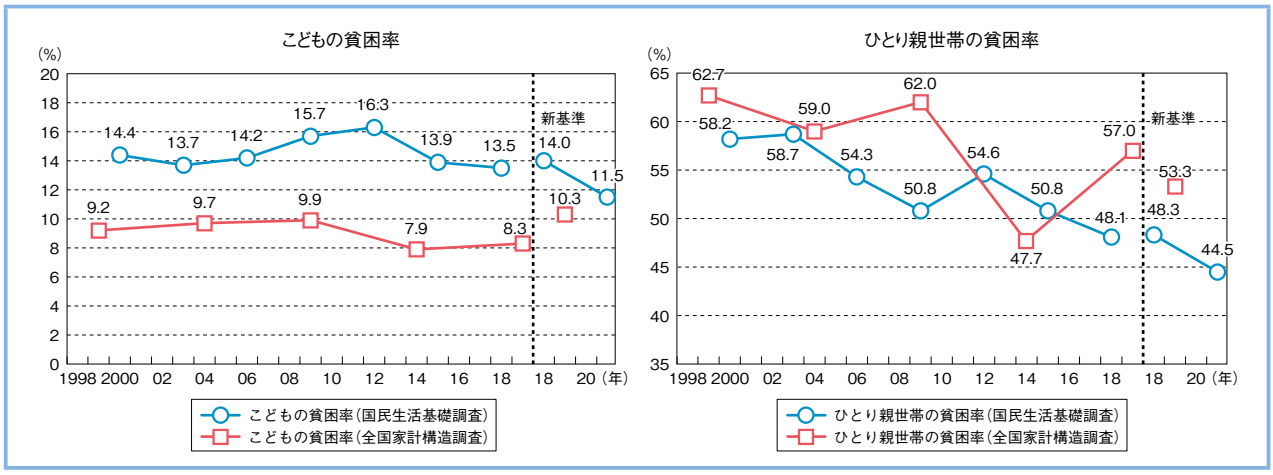

（出典）厚生労働省「国民生活基礎調査」、総務省「全国家計構造調査（旧全国消費実態調査）」を基に作成。
（注）「国民生活基礎調査」における「新基準」の 2018 年及び 2021 年の数値は、2015 年に改定された OECD の所得定義の新たな基準で算定した数値。それ以外は当該改定前の旧基準に基づく数値。
「全国家計構造調査」における「新基準」の 2019 年の数値は、2015 年に改定された OECD の所得定義の新たな基準で算定した数値。それ以外は当該改定前の旧基準に基づく数値。

ひとり親世帯における小学校入学前のこどもの就園率は、母子世帯で 79.8%、父子世帯で 80.9%となっている。また、ひとり親世帯におけるこどもの中学校卒業後の進学率は、母子世帯で 94.5%、父子世帯で 96.2%となっている。加えて、ひとり親世帯におけるこどもの高等学校卒業後の進学率は、母子世帯で 66.5%、父子世帯で 57.9%となっている。なお、生活保護世帯に属するこどもの大学等の進学率は 42.9%、児童養護施設のこどもの大学等の進学率は 41.5%となっている。

図表 2-1-34 母子世帯・父子世帯別のこどもの就園率（保育所・幼稚園等）/ 進学率（中学校卒業後・高等学校卒業後）

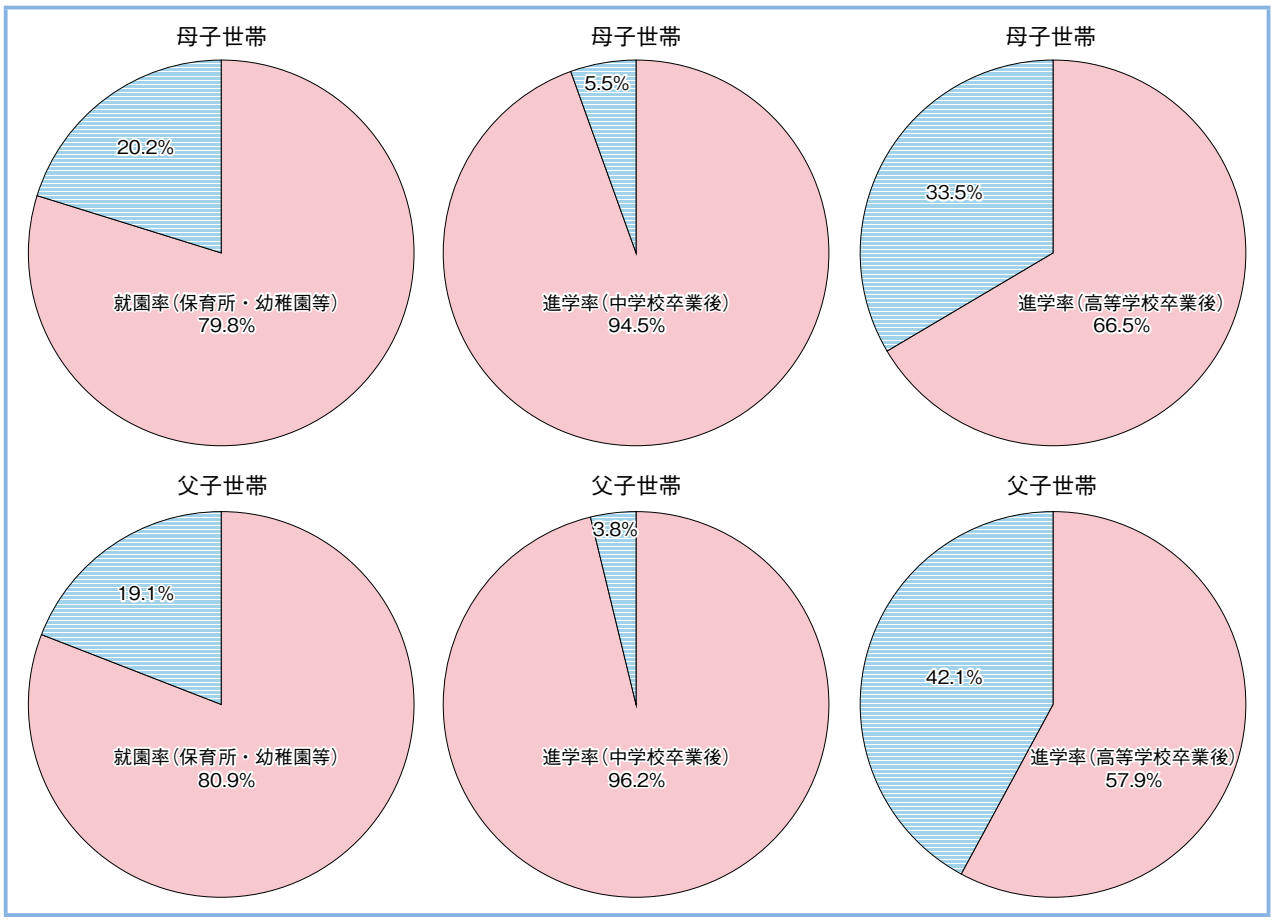

（出典）こども家庭庁「全国ひとり親世帯等調査」（2021 年度）

■安心・安全

2023 年度における児童相談所の児童虐待相談対応件数は、22 万 5,509 件と依然として多くなっており、「児童虐待の防止等に関する法律」（平成 12 年法律第 82 号）制定直前（1999 年）の約 19 倍まで増加している。

図表 2-1-35　児童虐待相談対応件数の推移

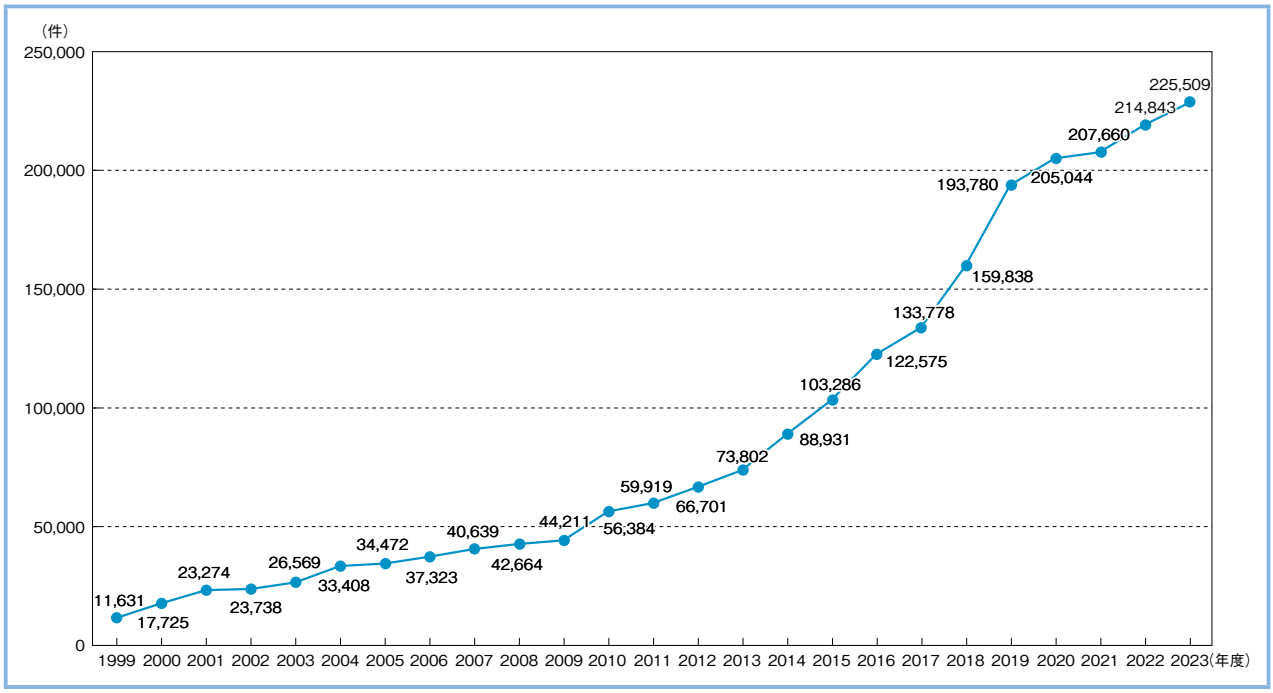

（出典）厚生労働省「福祉行政報告例」
（注 1）2025 年 3 月 25 日時点で公表しているデータ。
（注 2）2010 年度の件数は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値。

小・中学校の不登校児童生徒数や、学校におけるいじめの重大事態の発生件数は、2023 年度において過去最多となった。

図表 2-1-36 不登校の状況

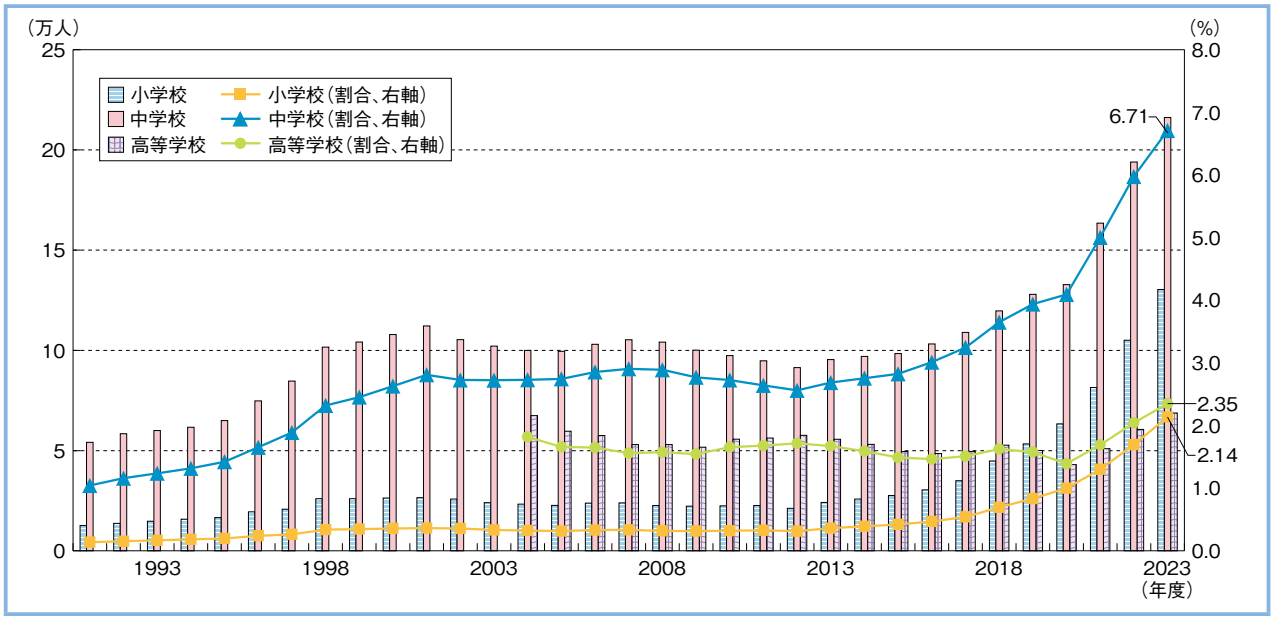

（出典）文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」（2014 年度以前は「学校基本調査」）
（注１）ここでいう不登校児童生徒とは、長期欠席者のうち、何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、こどもが登校しないあるいはしたくともできない状況にある者（ただし、病気や経済的理由によるものを除く。）をいう。なお、長期欠席者は、2019 年度調査まで、及び 2023 年度調査は、年度間に連続又は断続して 30 日以上欠席した児童生徒、2020 年度調査から 2022 年度調査までは、「児童・生徒指導要録」の「欠席日数」欄及び「出席停止・忌引き等の日数」欄の合計の日数により、年度間に 30 日以上登校しなかった児童生徒について調査。
（注２）調査対象は、国公私立の小学校・中学校・高等学校（小学校には義務教育学校前期課程、中学校には義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程、高等学校には中等教育学校後期課程を含む。）。高等学校は 2004 年度から調査。

図表 2-1-37 いじめの重大事態の発生件数

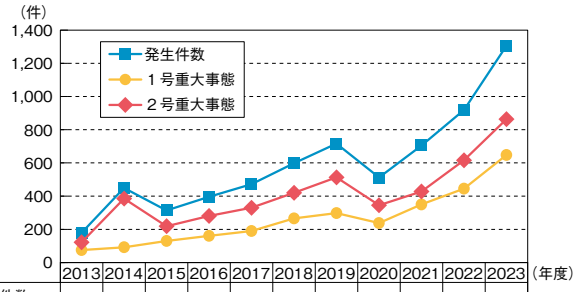

	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
発生件数	179	449	314	396	472	598	716	512	705	919	1,306
１号重大事態	75	92	130	161	190	266	298	238	350	445	648
２号重大事態	122	385	219	281	330	420	513	345	428	616	864

（2023年度）		小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	合計
重大事態発生校数（校）		506	444	227	8	1,185
重大事態発生件数（件）		548	491	259	8	1,306
	うち、第１号	238	245	162	3	648
	うち、第２号	391	320	148	5	864

（出典）文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」（2015 年度以前は「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」）
（注１）いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項において、学校の設置者又は学校は、重大事態に対処するために調査を行うものとすると規定されており、当該調査を行った件数を把握したもの。
（注２）１件の重大事態が第１号及び第２号の両方に該当する場合は、それぞれの項目に計上されている。
（注３）同法第 28 条第 1 項に規定する「重大事態」とは、以下のとおり。
第１号「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」
第２号「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」

2023 年度におけるパソコンや携帯電話等を使ったいじめ（いわゆる「ネットいじめ」）の件数は、過去最多の２万 4,678 件で、2011 年度に比べて約８倍となっている。

図表 2-1-38　いじめの態様のうちパソコンや携帯電話等を使ったいじめの推移

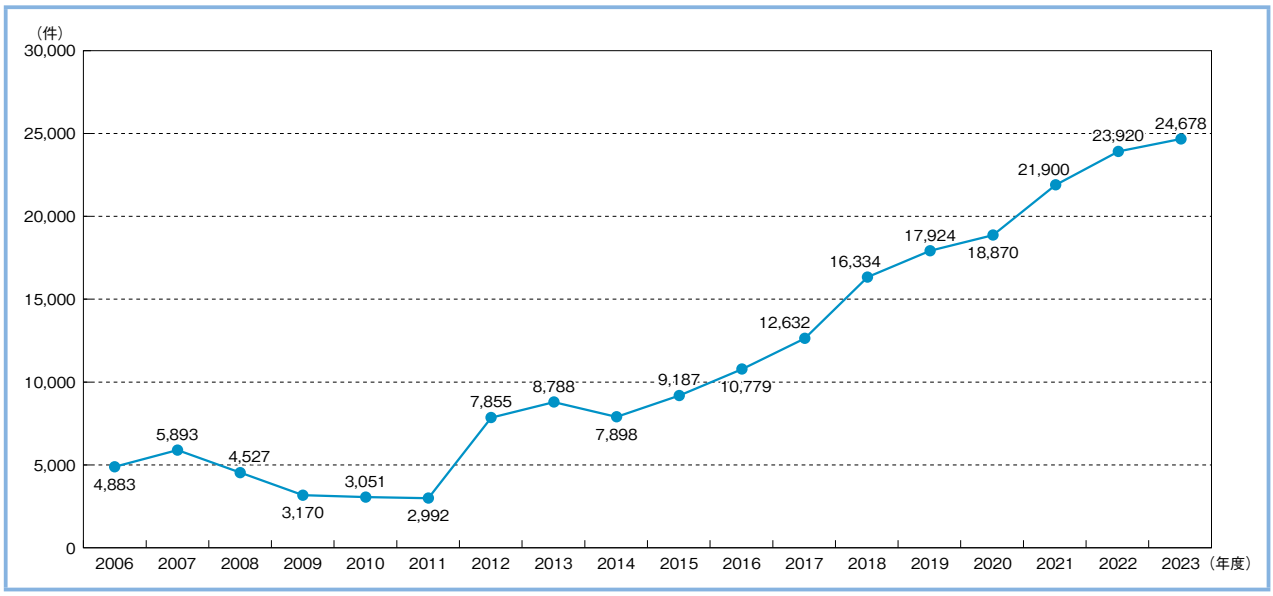

（出典）文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」（2015 年度以前は「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」）

また、SNS に起因する犯罪被害に遭った 18 歳未満の者の数は、減少傾向が見られるものの、依然として高い水準で推移している。

図表 2-1-39　SNS に起因する事犯の被害に遭った 18 歳未満の者

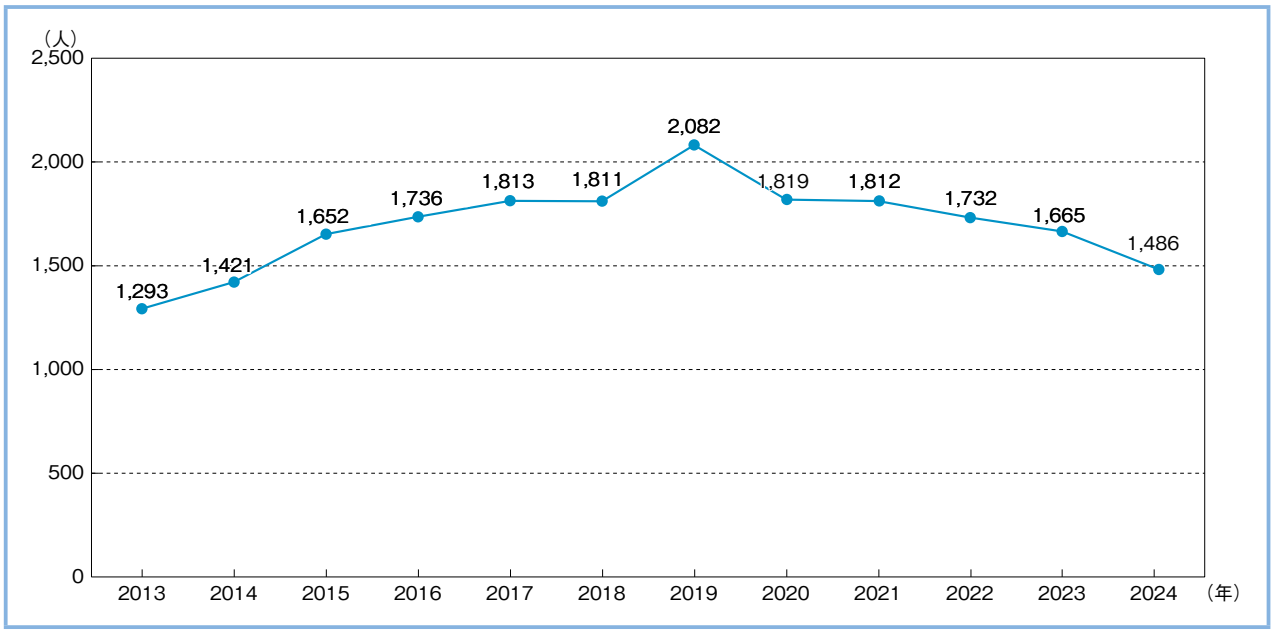

（出典）警察庁「少年非行及び子供の性被害の状況」
（注１）対象犯罪は、児童福祉法違反、児童買春・児童ポルノ禁止法違反、青少年保護育成条例違反、重要犯罪等（殺人、強盗、放火、不同意性交等、略取誘拐、人身売買、不同意わいせつ、逮捕監禁）、面会要求等及び性的姿態撮影等処罰法第２条から第６条に規定する罪（面会要求等及び性的姿態撮影等処罰法違反は 2023 年から追加。）。
（注２）SNS とは、通信ゲームを含み、届出のある出会い系サイトを除く。

2023 年の 19 歳以下のこども・若者による自殺者数は 773 人に上る。10 歳代における死因では自殺が最多であり、15 歳以上では死因の約半数を自殺が占めている。

図表 2-1-40 30 歳未満の死因（構成比）

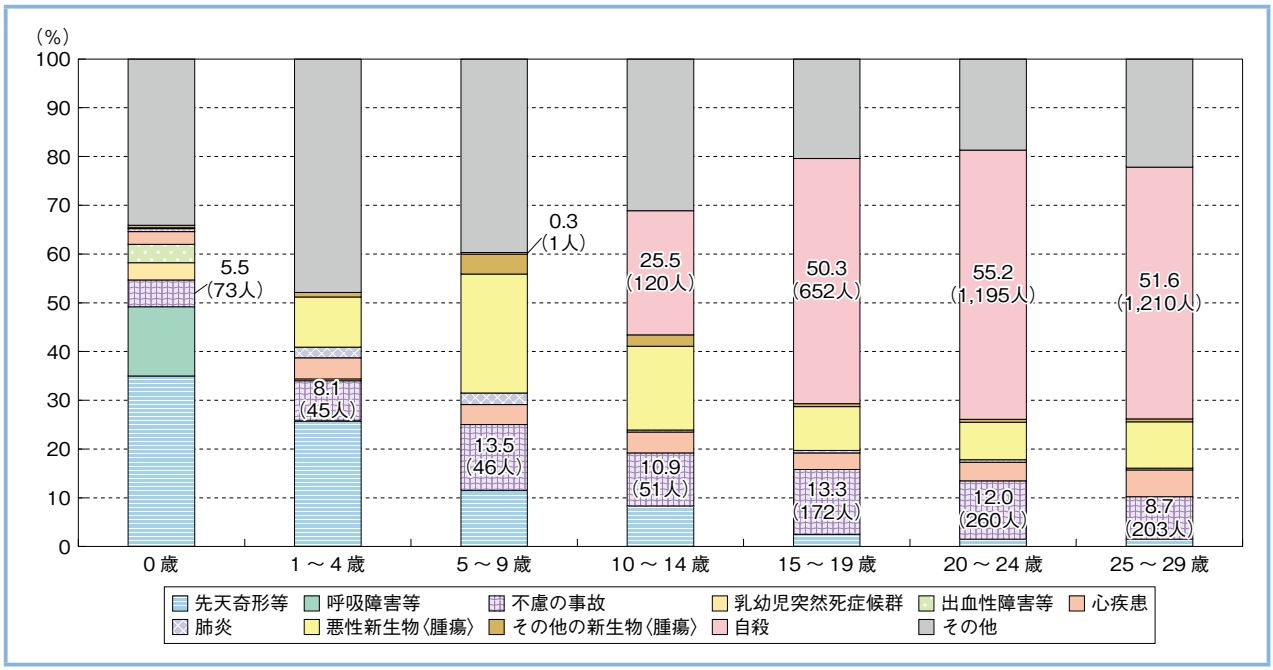

（出典）厚生労働省「人口動態統計」（確定数）（2023 年）
（注）「先天奇形等」は「先天奇形、変形及び染色体異常」を、「呼吸障害等」は「周産期に特異的な呼吸障害及び心血管障害」を、「出血性障害等」は「胎児及び新生児の出血性障害及び血液障害」を、「心疾患」は「心疾患（高血圧性を除く）」を省略している。

■自己認識

こどもの半数以上が、「生活に満足している」と感じ、社会的スキルを身に付け、自分の将来についての人生設計（ライフプラン）について考えたことがあり、「自分の将来について明るい希望がある」と考えている。

図表 2-1-41　「生活に満足している」と思うこどもの割合

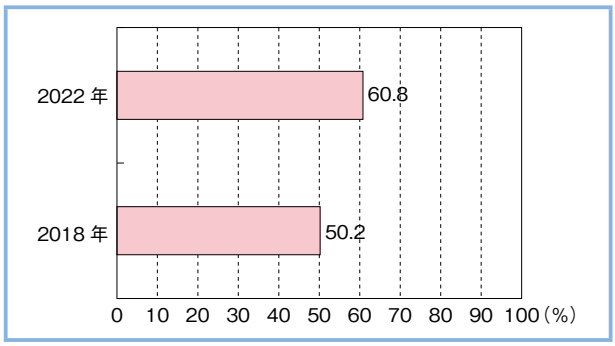

（出典）OECD「生徒の学習到達度調査（PISA）」
（注）０～10 の選択肢で７以上と答えた 15 歳の割合。OECD 平均は 61.4%（2022 年）。

図表 2-1-42　社会的スキルを身に付けているこどもの割合

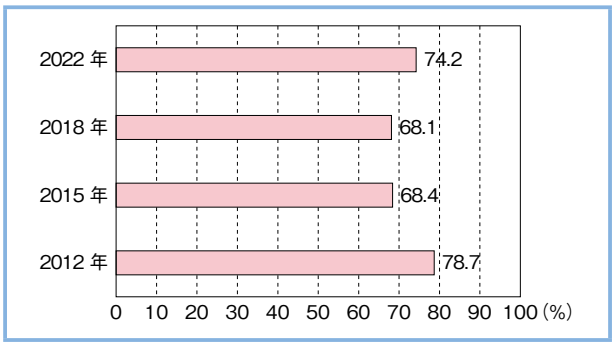

（出典）OECD「生徒の学習到達度調査（PISA）」
（注）「学校ではすぐに友達ができる」という設問に「まったくその通りだ」又は「その通りだ」を選んだ 15 歳の割合。OECD 平均は 74.6%（2022 年）。

図表 2-1-43　「自分の将来についての人生設計（ライフプラン）について考えたことがある」人の割合

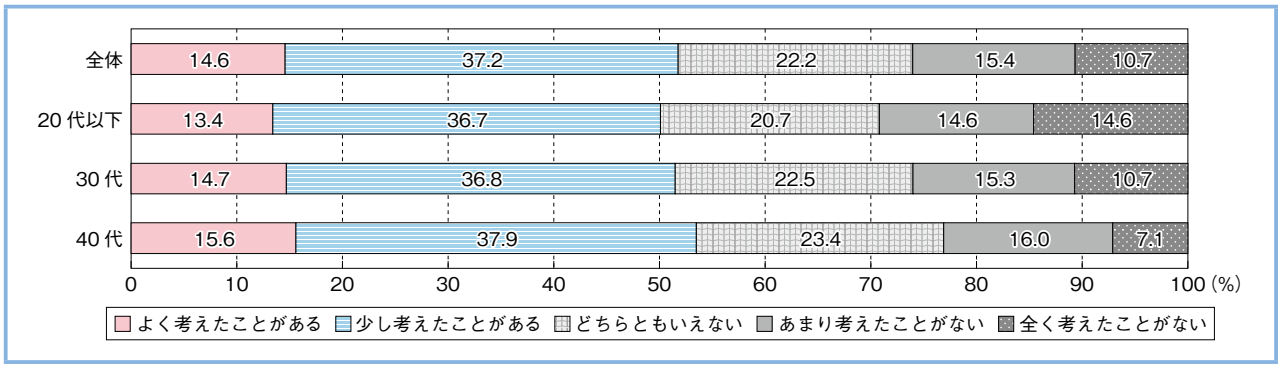

（出典）こども家庭庁「こども政策の推進に関する意識調査」（2023 年度）

図表 2-1-44　「自分の将来について明るい希望がある」と思うこども・若者の割合

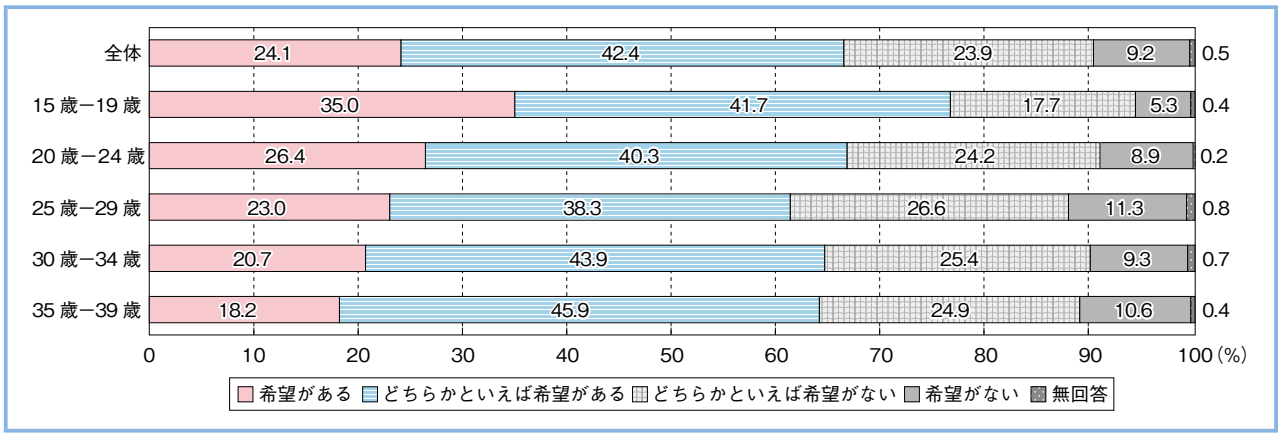

（出典）こども家庭庁「こども・若者の意識と生活に関する調査」（2022 年度）

また、多くのこども・若者が「自分には自分らしさというものがある」と感じており、「今の自分が好きだ」と思っている。

図表 2-1-45 「自分には自分らしさというものがある」と思うこども・若者の割合

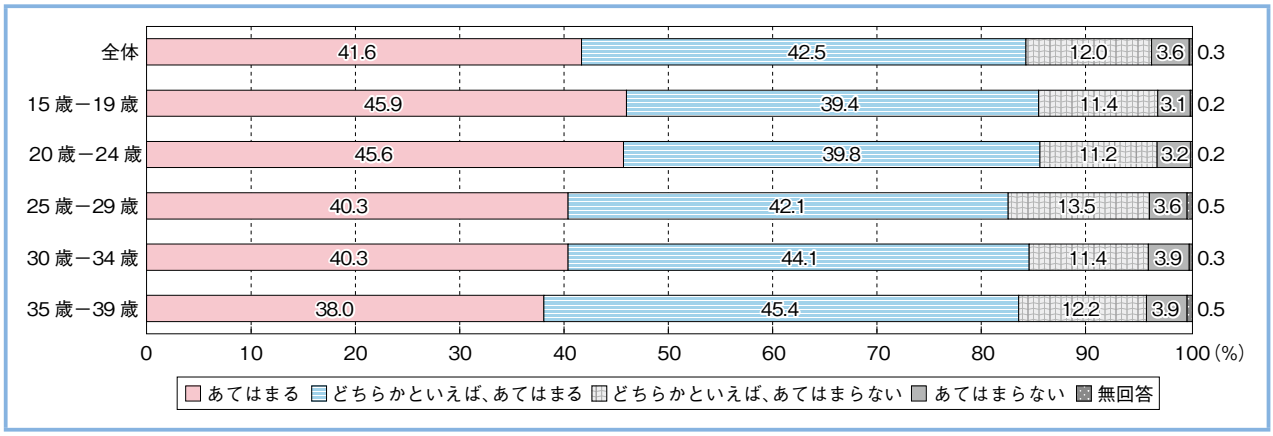

（出典）こども家庭庁「こども・若者の意識と生活に関する調査」（2022 年度）

図表 2-1-46 「今の自分が好きだ」と思うこども・若者の割合

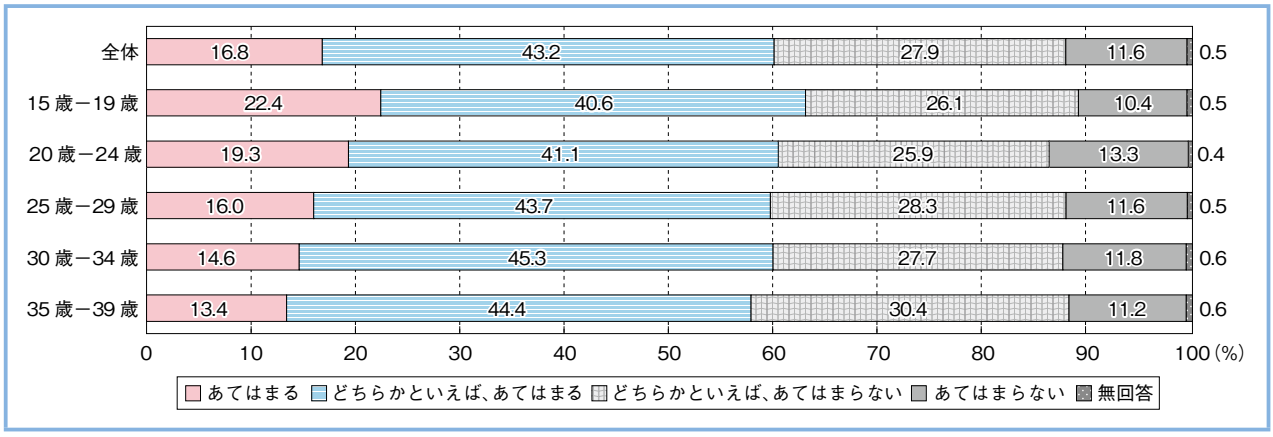

（出典）こども家庭庁「こども・若者の意識と生活に関する調査」（2022 年度）

我が国のこども・若者の約６割が、「自分自身に満足している」と感じており、こうした肯定的な自己認識には改善が見られ、諸外国に比べると低さは見られるものの、その差は小さくなっている。

図表 2-1-47　「自分自身に満足している」こども・若者の割合

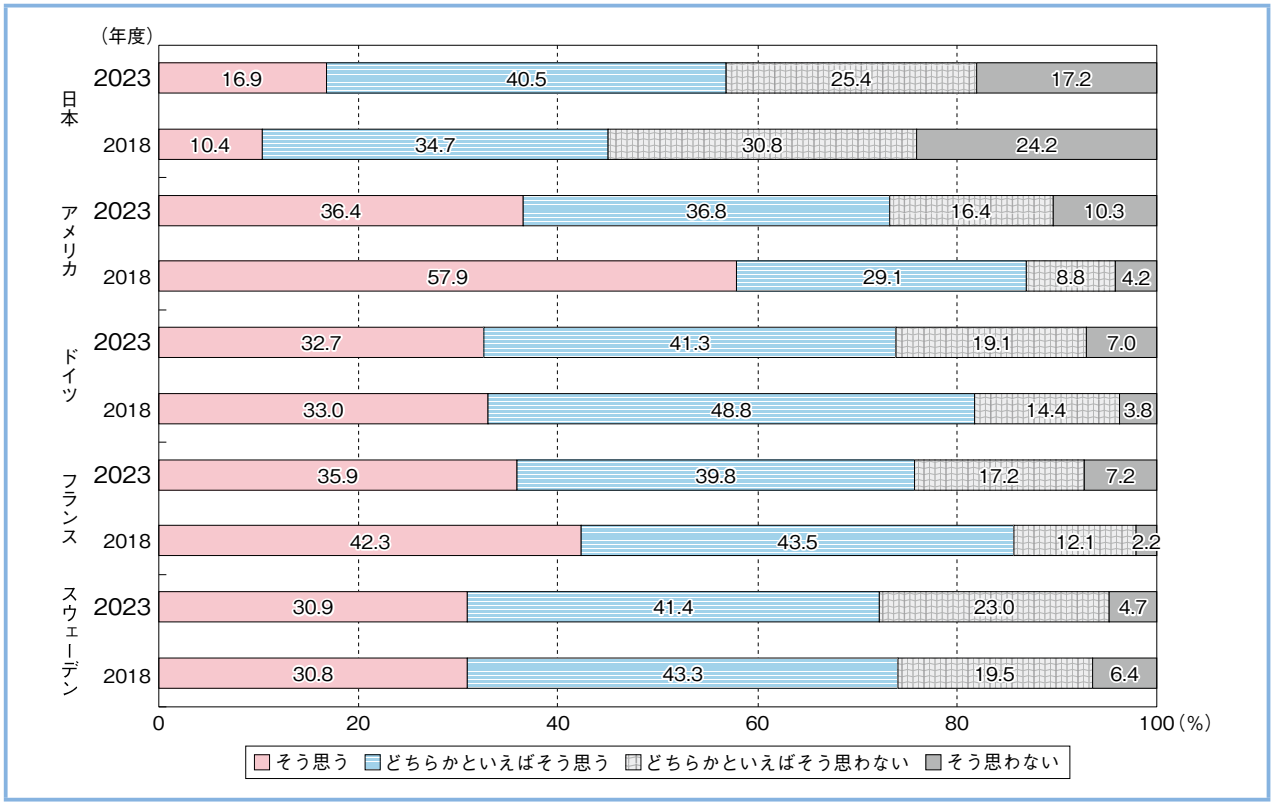

（出典）こども家庭庁「我が国と諸外国のこどもと若者の意識に関する調査」（2023 年度）

■社会認識

「自国の将来は明るい」と思う我が国のこども・若者の割合は約２割にとどまる。新型コロナウイルス感染症が流行した時期を挟む比較ではあるが、2018 年度と比べ、「暗い」と思うこども・若者の割合が、諸外国の中でも、比較的大きく増えている。

図表 2-1-48 「自国の将来は明るい」と思うこども・若者の割合

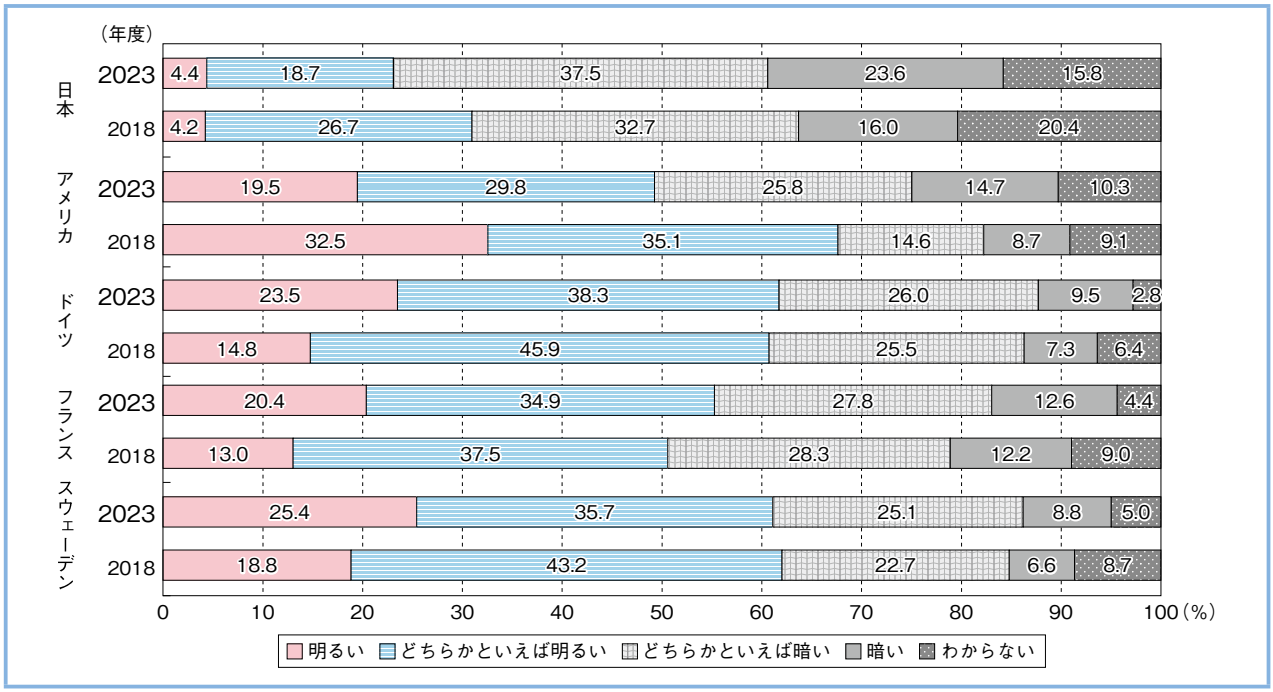

（出典）こども家庭庁「我が国と諸外国のこどもと若者の意識に関する調査」（2023 年度）

また、「こどもは権利の主体である」と思うと約半数が回答しているのに対し、「こども政策に関して自身の意見が聴いてもらえている」と思うと回答した人の割合は約２割、「障害のあるこども・若者、発達に特性のあるこども・若者の地域社会への参加・包容（インクルージョン）が推進されている」と思うと回答した人の割合は約３割にとどまる。

図表 2-1-49 「こどもは権利の主体である」と思う人の割合

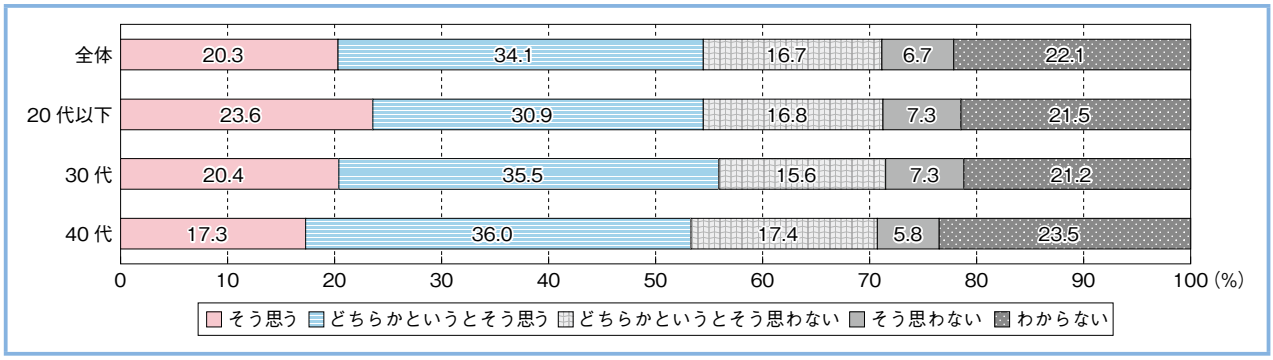

（出典）こども家庭庁「こども政策の推進に関する意識調査」（2023 年度）

図表 2-1-50　「こども政策に関して自身の意見が聴いてもらえている」と思う人の割合

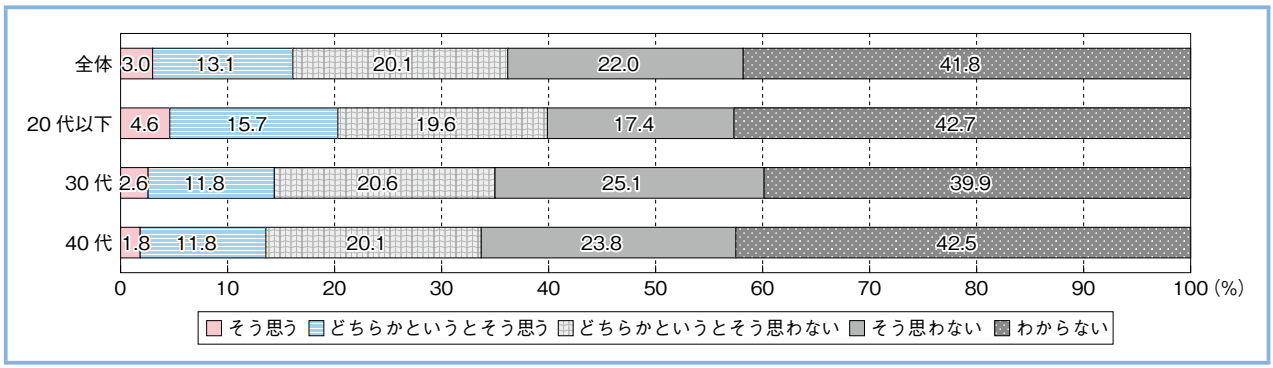

（出典）こども家庭庁「こども政策の推進に関する意識調査」（2023 年度）

図表 2-1-51　「障害のあるこども・若者、発達に特性のあるこども・若者の地域社会への参加・包容（インクルージョン）が推進されている」と思う人の割合

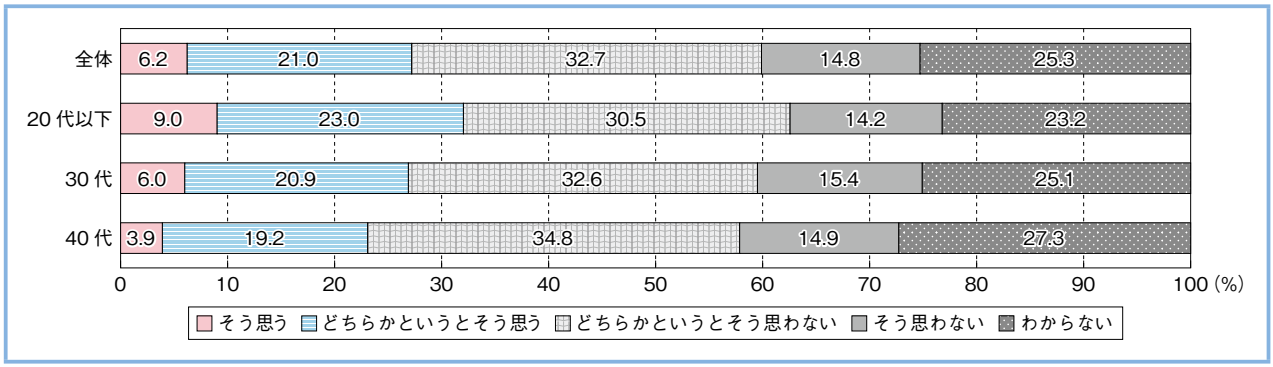

（出典）こども家庭庁「こども政策の推進に関する意識調査」（2023 年度）

「こどもまんなか社会の実現に向かっている」と思う人の割合は２割弱である。

図表 2-1-52　「こどもまんなか社会の実現に向かっている」と思う人の割合

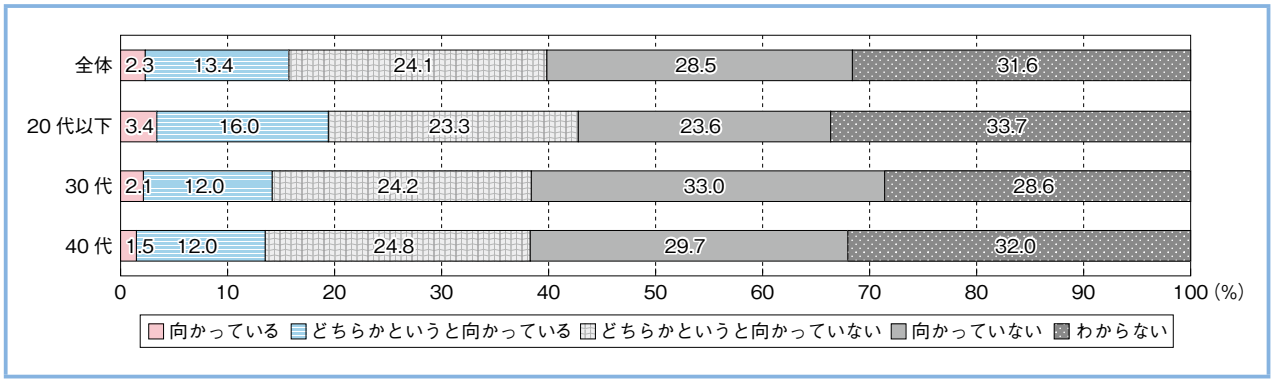

（出典）こども家庭庁「こども政策の推進に関する意識調査」（2023 年度）

■「こども・若者、子育て当事者の置かれた状況等を把握するための指標」の状況

こども大綱において、こども・若者や子育て当事者の置かれた状況等を把握するために設定した各種指標の最新値は以下のとおり。

項目	現状	出典
「こどもは権利の主体である」と思う人の割合	54.4% (2023 年度)	こども家庭庁「こども政策の推進に関する意識調査」
「あなたの周りには、こどもや若者の遊びや体験活動の機会や場が十分にある」と思う人の割合	40.4% (2023 年度)	こども家庭庁「こども政策の推進に関する意識調査」
BMI18.5 未満の 20 ～ 30 歳代の女性の割合	20.2% (2023 年)	厚生労働省「国民健康・栄養調査」
こどもの貧困率 (注１)	11.5% (2021 年) 10.3% (2019 年)	厚生労働省「国民生活基礎調査」 総務省「全国家計構造調査」
生活保護世帯に属するこどもの高校等進学率	92.5% (2023 年４月１日現在)	厚生労働省社会・援護局保護課調べ
生活保護世帯に属するこどもの高校等中退率	3.7% (2023 年４月１日現在)	厚生労働省社会・援護局保護課調べ
生活保護世帯に属するこどもの大学等進学率	42.9% (2023 年４月１日現在)	厚生労働省社会・援護局保護課調べ
電気、ガス、水道料金の未払い経験 (こどもがある全世帯)	電気料金　3.5% ガス料金　3.5% 水道料金　3.6% (2022 年)	国立社会保障・人口問題研究所「生活と支え合いに関する調査」よりこども家庭庁作成
食料又は衣服が買えない経験 (こどもがある全世帯)	食料が買えない経験　12.1% 衣服が買えない経験　13.8% (2022 年)	国立社会保障・人口問題研究所「生活と支え合いに関する調査」よりこども家庭庁作成
「障害のあるこども・若者、発達に特性のあるこども・若者の地域社会への参加・包容（インクルージョン）が推進されている」と思う人の割合	27.2% (2023 年度)	こども家庭庁「こども政策の推進に関する意識調査」
里親等委託率	３歳未満　26.9% ３歳以上就学前　33.8% 学童期以降　23.1% (2023 年度)	厚生労働省「福祉行政報告例」よりこども家庭庁作成
児童養護施設のこどもの進学率	中学校卒業後　97.4% 高校等卒業後　41.5% (2024 年５月１日現在)	こども家庭庁支援局家庭福祉課調べ
児童相談所における 児童虐待相談対応件数	225,509 件 (2023 年度 ※ 2025 年３月 25 日時点の公表データ)	厚生労働省「福祉行政報告例」
「自分はヤングケアラーに当てはまる」と思う人の割合	中学２年生　1.8% 全日制高校２年生　2.3% 定時制高校２年生相当　4.6% 通信制高校生　7.2% (2020 年度) 大学３年生　2.9% (2021 年度)	こども家庭庁「ヤングケアラーの実態に関する調査研究」 (注２)
小・中・高生の自殺者数	529 人 (2024 年)	厚生労働省及び警察庁「令和６年中における自殺の状況」

項目	現状	出典
30 歳未満の自殺者数	～ 19 歳　800 人 20 歳～ 29 歳　2,465 人 (2024 年)	厚生労働省及び警察庁「令和６年中における自殺の状況」
SNS に起因する事犯の被害児童数	1,486 人 (2024 年)	警察庁「令和６年における少年非行及び子供の性被害の状況」
小・中・高校における暴力行為発生件数	小学校　70,009 件 中学校　33,617 件 高校　5,361 件 (2023 年度)	文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」
30 歳未満の不慮の事故での死亡者数	850 人 (2023 年)	厚生労働省「人口動態統計」
妊産婦死亡率	3.1（出産 10 万対） (2023 年)	厚生労働省「人口動態統計」
妊娠・出産について満足している者の割合	86.4% (2023 年度)	こども家庭庁成育局母子保健課調べ
「学校は、こどもが安全に安心して過ごすことができる、こどもにとって大切な居場所の１つである」と思う人の割合	54.4% (2023 年度)	こども家庭庁「こども政策の推進に関する意識調査」
安心できる場所の数が１つ以上あるこども・若者の割合	98.1% (2022 年)	こども家庭庁「こども・若者の意識と生活に関する調査」
児童・生徒における肥満傾向児の割合	10 歳（小学５年生）男子：12.7% 〈参考〉 10 歳（小学５年生）女子：9.1% 13 歳（中学２年生） 男子：11.7%、女子：8.4% 16 歳（高校２年生） 男子：10.9%、女子：6.8% (2024 年度)	文部科学省「学校保健統計」
児童・生徒における痩身傾向児の割合	16 歳（高校２年生）女子：2.9% 〈参考〉 10 歳（小学５年生） 男子：2.9%、女子：3.0% 13 歳（中学２年生） 男子：3.2%、女子：3.6% 16 歳（高校２年生）男子：3.7% (2024 年度)	文部科学省「学校保健統計」
裸眼視力 1.0 未満の者	小学生　36.8% 中学生　60.6% 高校生　71.1% (2024 年度)	文部科学省「学校保健統計」
「食育」に関心を持っている国民の割合	80.8% (2024 年度)	農林水産省「食育に関する意識調査」
「こども・若者の心身の健康等についての情報提供やこころのケアが十分だ」と思う人の割合	43.1% (2023 年度)	こども家庭庁「こども政策の推進に関する意識調査」
「自分の将来についての人生設計（ライフプラン）について考えたことがある」人の割合	51.8% (2023 年度)	こども家庭庁「こども政策の推進に関する意識調査」
いじめの重大事態の発生件数	1,306 件 (2023 年度)	文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」
パソコンや携帯電話等での誹謗・中傷等のいじめ被害	24,678 件 (2023 年度)	文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

項目	現状	出典
小・中学校における不登校児童生徒数	346,482 人 (2023 年度)	文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」
高校における不登校生徒数	68,770 人 (2023 年度)	文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」
高校中退率	1.5% (2023 年度)	文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」
大学進学率	59.1% (2024 年)	文部科学省「学校基本統計」
若年層の平均賃金	～ 19 歳 正社員・正職員　201.6 千円 正社員・正職員以外　179.4 千円 20 ～ 24 歳 正社員・正職員　237.0 千円 正社員・正職員以外　197.3 千円 25 ～ 29 歳 正社員・正職員　272.8 千円 正社員・正職員以外　219.6 千円 (2024 年)	厚生労働省「賃金構造基本統計調査」
若い世代の正規雇用労働者等（自らの希望による非正規雇用労働者等を含む。）の割合	15 ～ 34 歳　97.7% (2024 年 1 ～ 3 月平均)	総務省「労働力調査」
50 歳時点の未婚率	男性　28.25% 女性　17.81% (2020 年)	国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集 2025」
「いずれ結婚するつもり」と考えている未婚者の割合	男性　81.4% 女性　84.3% (2021 年)	国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」
合計特殊出生率	1.20 (2023 年)	厚生労働省「人口動態統計」
出生数	727,288 人 (2023 年)	厚生労働省「人口動態統計」
夫婦の平均理想こども数	2.25 人 (2021 年)	国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」
夫婦の平均予定こども数	2.01 人 (2021 年)	国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」
未婚者の平均希望こども数	男性　1.82 人 女性　1.79 人 (2021 年)	国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」
理想のこども数を持たない理由として「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」を挙げる夫婦の割合	52.6% (2021 年)	国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」
理想のこども数が 3 人以上の夫婦で理想のこども数を持たない理由として「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」を挙げる夫婦の割合（注 3）	59.3% (2021 年)	国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」
「保護者の子育てが地域で支えられている」と思う人の割合	30.9% (2023 年度)	こども家庭庁「こども政策の推進に関する意識調査」
「保護者が、こどもの基本的な生活習慣や自立心等を育む教育を家庭で行うための支援がされている」と思う人の割合	30.7% (2023 年度)	こども家庭庁「こども政策の推進に関する意識調査」

項目	現状	出典
男性の育児休業取得率	30.1％ （2023 年度）	厚生労働省「雇用均等基本調査」
（育児休業後復職した者のうち） 男女の育児休業取得期間	２週間以上の育児休業取得 男性：62.3％ 女性：99.3％ １か月以上の育児休業取得 男性：41.9％ 女性：98.7％ （2023 年度）	厚生労働省「雇用均等基本調査」
６歳未満のこどもを持つ夫の 家事関連時間（注４）	１日当たり 114 分（2021 年）	総務省「社会生活基本調査」
週労働時間 40 時間以上の雇用者のうち 週労働時間 60 時間以上の雇用者の割合	8.0％ （2024 年平均）	総務省「労働力調査（基本集計）」
「社会において、共働き・共育て（家庭内で男女ともに仕事や家事、子育てに参画すること）が推進されている」と思う人の割合	34.5％ （2023 年度）	こども家庭庁「こども政策の推進に関する意識調査」
第１子出産前後の女性の就業継続率	69.5％ （2021 年）	国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」
ひとり親家庭のこどもの就園率 （保育所・幼稚園等）	79.8％ （2021 年）	こども家庭庁「全国ひとり親世帯等調査」（注２）
ひとり親家庭のこどもの進学率	中学校卒業後　94.7％ 高校等卒業後　65.3％ （2021 年）	こども家庭庁「全国ひとり親世帯等調査」（注２）
電気、ガス、水道料金の未払い経験 （ひとり親世帯）	電気料金　8.5％ ガス料金　8.7％ 水道料金　10.4％ （2022 年）	国立社会保障・人口問題研究所「生活と支え合いに関する調査」よりこども家庭庁作成
食料又は衣服が買えない経験 （ひとり親世帯）	食料が買えない経験　21.1％ 衣服が買えない経験　19.0％ （2022 年）	国立社会保障・人口問題研究所「生活と支え合いに関する調査」よりこども家庭庁作成
こどもがある世帯の世帯員で頼れる人がいないと答えた人の割合 （ひとり親世帯）	重要な事柄の相談　12.0％ いざという時のお金の援助　18.5％ （2022 年）	国立社会保障・人口問題研究所「生活と支え合いに関する調査」よりこども家庭庁作成
こどもがある世帯の世帯員で頼れる人がいないと答えた人の割合 （等価可処分所得第Ⅰ～Ⅲ十分位）	重要な事柄の相談　8.9％ いざという時のお金の援助　18.6％ （2022 年）	国立社会保障・人口問題研究所「生活と支え合いに関する調査（特別集計）」
ひとり親家庭の親の就業率	母子世帯　83.0％ 父子世帯　87.8％ （2020 年）	総務省「国勢調査」
ひとり親家庭の親の正規の 職員・従業員の割合	母子世帯　50.7％ 父子世帯　71.4％ （2020 年）	総務省「国勢調査」
ひとり親世帯の貧困率	44.5％（注５） （2021 年） 53.3％（注６） （2019 年）	厚生労働省「国民生活基礎調査」 総務省「全国家計構造調査」

（注１）貧困線（等価可処分所得の中央値の半分）に満たないこども（17 歳以下）の数をこどもの数で除したもの。
（注２）調査実施当時は厚生労働省所管。
（注３）予定こども数が理想こども数より少ない夫婦のうち、理想こども数が３人以上で予定こども数が２人以上の夫婦が、理想のこども数を持たない理由として「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」を選択する割合。
（注４）夫婦とこどものみの世帯の夫を対象とし、夫婦の親がいる場合やシングルファーザーなどを含まない。
（注５）貧困線に満たない大人１人（18 歳以上 65 歳未満）とこども（17 歳以下）から成る世帯の世帯員数を大人１人とこどもから成る世帯の世帯員数で除したもの。
（注６）貧困線に満たない大人１人（18 歳以上）とこども（17 歳以下）から成る世帯の世帯員数を大人１人とこどもから成る世帯の世帯員数で除したもの。